

審議項目 2 関係資料

(デジタル分野における国と地方公共団体との関係について)

- 1. デジタル分野における国と地方公共団体との関係**
- 2. 共通基盤・共通機能における国と地方公共団体の連携**
 - (1) 共通基盤・共通機能と地方公共団体の関わり
 - (2) 独自性の確保
 - (3) 公金収納事務・現金給付事務
 - (4) 地方公共団体の情報システムのセキュリティ確保
- 3. 国と地方公共団体の情報共有**

『新地方自治制度 詳解』（松本英昭, 2000）

第一章 今回の地方分権改革と新しい地方自治制度

第一節 今日における地方分権改革の意義

二 今日における地方分権改革の必要性

特に戦後の日本国憲法の下において地方自治の必要性については、つとに論じられ、繰り返し主張されてきたところであるが、それらを要約すると、次のようなことであろう。

第一に、地方自治は、民主主義の政治体制の具体化であり、また国民の民主主義の政治体験の場であることから、民主政治の基盤をなすものである（民主政治の基盤、政治行政の民主化への寄与）。

第二に、地域における諸問題・諸課題に対しては、地域自らで判断して対処するのが最も適宜・適確に処理できるし、また効率的かつ能率的である（現地即応性・現地適確性の確保、現地効率性・現地能率性の確保）。

第三に、全国を対象とする中央政府の組織機構及びその運用は、高度に専門分化し、横断的な調整を十分行うことが難しい（“縦割行政”）が、地方公共団体は一定の地域に限られた組織機構及びその運用により活動するものであり、地域の状況に即して総合的に調整し、対処しやすい（総合行政の確保）。

第四に、地域の状況の推移に応じて、新しい政治行政へのニーズに対して先導的に、また試行的に施策を展開できる（施策の先導的・試行的な展開）。

これらのうち、第一から第三までは、いわば“伝統的”ともいえるような地方自治の必要性であり、第四は、多分に経験的に指摘されるようになったのではないかと思われる。

「地方自治の意義」とデジタル化②

これまでの第33次地方制度調査会でのご意見（抜粋）

(1) 「民主政治の基盤等」に関するもの

- **D Xの進展は、住民のコミュニティへの参加や自らの手による地域の課題解決を促す**など、住民自治をサポートする側面があり、将来世代が地方行政・地方政治に対する関心を高める機会にもなるのではないか。

(2) 「現地即応性等の確保」に関するもの

- **デジタル化は、標準化を進めることにより最も効果が発揮されるが、標準化と集権化は表裏一体の関係**にあり、このバランスをどのようにコントロールするかが課題となるのではないか。

(3) 「総合行政の確保等」に関するもの

- デジタル化の進展に伴って、情報が流通する**バーチャル社会と現実社会の接点が必ず必要になり、その接点の役割を地方公共団体が担っていく**のではないか。

(4) 施策の先導的・試行的な展開

- **国が有するデジタル技術が常に最先端であり自治体にとっても最適であり続けるとは限らず、地域の先駆的・革新的な技術や、ユーザーサイドのニーズを反映し、惹起するような仕組みも必要**ではないか。
- 「地方自治はD Xの学校でもある」という視点で、**地方での様々な試みが横展開される、あるいは国の制度として扱われる**ようになるという道筋を意識することもありうるのではないか。

デジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会報告書(令和4年3月) (抄)

5. デジタル変革への対応にみる課題分析

(3) 地方自治の機能

(中略)

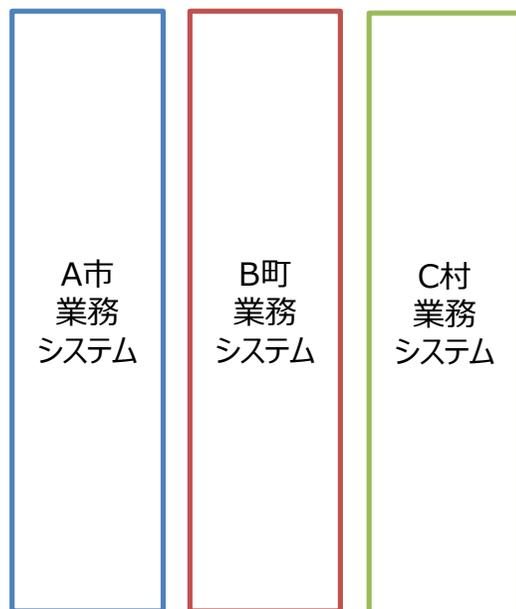
- これに対し、物理的な制約を受けにくいデジタル技術の性質を踏まえれば、コミュニケーションや意思決定のあり方そのものが変わってしまう可能性があるのではないか、共同体の空間構造や統治のあり方そのものに変化が生じ、地域で暮らしている住民を基礎にした地方自治の有り様を大きく変える可能性があるのではないかとの指摘がある。
- また、地域における諸問題・諸課題に対しては、地域自らで判断して対処するのが最も適宜・的確に処理できるし、また効率的であるという点に関しても、前述した標準化法の制定や個人情報保護制度の統一、地方公共団体の行う事務の実施における国によるクラウド基盤等の提供、地域の特性に応じた事務処理の必要性が低い現金給付の国による直接実施の可能性などを見れば、施策の効率性や有効性の観点から、国の役割が増大している状況が見られる。
- さらに、将来的には、デジタル技術の進展によって、AI等がデータの収集、分析、共有等に基づくエビデンスに基づき客観的に適切な対応策を導き出すことも可能になるなど、革新的技術、イノベーションの創出によりさらなる根源的な変革をもたらす可能性もあるとの指摘もある。
- 他方で、住民がサイバー空間でなく「地域」という物理空間に存在する以上、そこで生じる地域の課題を解決し、地域における民主的意思決定主体として正統性を持つ地方公共団体や地方自治の必要性はなお不変と考えられる。また、デジタル化が進展したとしても、対人サービスなどの地方公共団体と住民との接点は残り続けることから、そのような機能を担う地方公共団体の必要性は変わらないとも考えられる。むしろ、住民による意思決定に関しては、デジタル技術を活用した住民参加の充実につながることも考えられ、デジタル化によって住民意思を的確に反映することが可能となることで、地方公共団体の意思決定の正統性をより高めることとなるとも考えられる。
- さらに、地域ごとに抱える課題は異なり、結果的に課題解決に向けた取組は地域ごとに多様なものとならざるをえないが、こうした取組の多様性や施策の試行的な展開を生み出す仕組みこそ、デジタル時代における地方自治の重要な機能の一つとして捉えることができるのではないかとの指摘もある。
- これについては、デジタル技術の活用により各地方公共団体の多様な取組に係る情報を国が収集・分析の上、地方公共団体にフィードバックすることで、さらに多様な取組が促進されるといった国と地方の協働による好循環への期待に係る意見がある。また、地方公共団体における多様な実践の共有や好事例の横展開は、国によって行われる場合のみならず、デジタル技術によって地方公共団体間で行うことも容易になると考えられる。各地方公共団体間において、他団体の取組を評価しさらなる実践につなげることが進めば、デジタル化によって、どのような取組が地域にとってベストであるかの価値判断を民主的に行う地方自治の意義がより高まるとの意見もある。

1. デジタル分野における国と地方公共団体との関係
2. **共通基盤・共通機能における国と地方公共団体の連携**
 - (1) **共通基盤・共通機能と地方公共団体の関わり**
 - (2) 独自性の確保
 - (3) 公金収納事務・現金給付事務
 - (4) 地方公共団体の情報システムのセキュリティ確保
3. 国と地方公共団体の情報共有

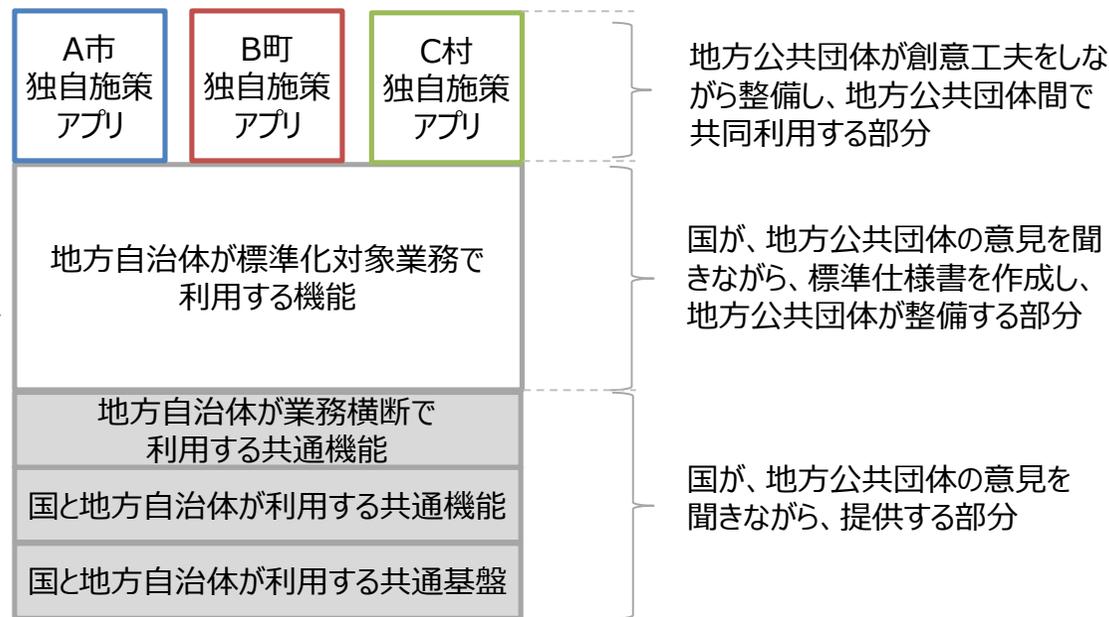
検討の視点

- 標準化対象の業務のシステム標準化、共通機能や共通基盤の整備は、業務の効率化や経済合理性の観点と、地方公共団体の役割や創意工夫をした取組みを支えるという観点とが必要ではないか。
- この場合、共通機能や共通基盤に関しては、「全国的な規模又は全国的な視点に立つて行わなければならない施策」(地方自治法1条の2第2項参照)として、国が、責任を持って提供すべき部分であると考えられるか。
- この際、標準化の取組みにおいて地方公共団体の意見を標準仕様書の作成段階から、頻回に聞きながら取組みを進めていったように、地方公共団体の意見を初期の構築段階から丁寧に聞く必要があるのではないかと。また、運用に移行しても同様に丁寧に聞く必要があるのではないかと。

【これまで】(イメージ)



【これから】(イメージ)



地方公共団体の情報システムを支える主な共通基盤・共通機能の経緯

- 平成11年の住基法改正による住基ネットの整備や平成16年のL G W A Nへの全市区町村接続完了など、情報システム間の必要な情報連携基盤など共通基盤や共通機能については、地方公共団体が共同して広域化や全国共通化を行ってきた。
- その後、平成25年にマイナンバー制度が導入され、番号制度における情報連携のための情報提供ネットワークシステムやマイナポータルなど、国が地方公共団体の事務処理を補完する観点から、国が共通基盤や共通機能を提供する取組みが見られてきた。
- 第32次地方制度調査会では、地方公共団体が人口減少社会において持続可能なサービスを提供するため、地方公共団体に共通する一定の事務に対して情報システムの標準化を進める法制が提言され、制度化されるとともに、20業務について令和7年度末までに標準準拠システムへ移行できるよう取組が進められている。

主な共通基盤・共通機能の経緯

平成11（1999）年8月 住民基本台帳法改正

平成14（2002）年8月 住民基本台帳ネットワークシステム稼働

平成16（2004）年3月 総合行政ネットワーク（LGWAN）への全市区町村接続完了

平成22（2010）年度 全都道府県・市町村がeLTAXに接続（電子申告）

平成25（2013）年5月 マイナンバー法制定によるマイナンバー制度の導入

・マイナンバー付番開始（平成27（2015）年10月）

・マイナンバーカード交付開始（平成28（2016）年1月）

・情報連携（情報提供ネットワークシステム・マイナポータル）の本格稼働（平成29（2017）年11月）

令和元（2019）年10月 全団体にeLTAXの電子納税開始

令和2（2020）年6月 第32次地方制度調査会答申で標準化法制定の提言

令和3（2021）年5月 デジタル改革関連法成立（デジタル庁設置法、個人情報保護法改正等）

令和3（2021）年9月 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律施行

）

令和7年度末 ガバメントクラウドの稼働（標準化対象事務（20業務）の標準準拠システムへの移行）

地方公共団体の情報システムを支える共通基盤・共通機能の例

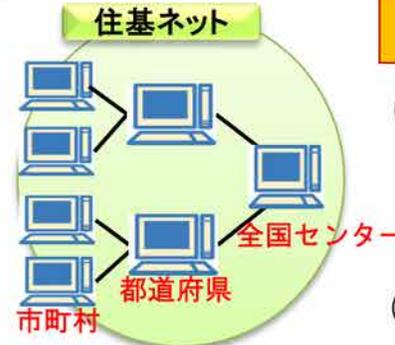
| | | | | | | |
|------------------|--|------------|------------------------|--|---------------|-------------|
| (1)共通基盤・共通機能の名称 | | 住基ネット | LGWAN | マイナンバー 関連システム (付番、情報提供ネットワークシステム、マイナポータル等) | VRS | 〔ガバメントクラウド〕 |
| (2)利用する地方公共団体の事務 | | 本人確認情報の提供等 | 地方公共団体間・地方公共団体と国との間の通信 | マイナンバー関係事務 | 新型コロナワクチン接種記録 | 標準化対象事務 |
| (3)提供主体 | | 地方共同(JLIS) | 地方共同(JLIS) | 国・地方 | 国 | 国(予定) |
| (4)提供する機能等 | A.ソフトウェアレベル ※地方公共団体が直接利用するアプリケーションを提供 | — | — | △ 一部提供 | ○ 提供 | — |
| | B.プラットフォームレベル ※地方公共団体のシステムが利用するアプリケーションの部品を提供 | △ 一部提供 | △ 一部提供 | ○ 提供 | ○ 提供 | △ 一部提供 |
| | C.インフラレベル ※地方公共団体のシステムが利用するサーバ等のインフラを提供 | ○ 提供 | ○ 提供 | ○ 提供 | ○ 提供 | ○ 提供 |

住民基本台帳ネットワークシステム

1 国の行政機関等への本人確認情報の提供

本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、個人番号、住民票コード

- ① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供 → **年間約13.5億件**
(年金支給事務、司法試験の実施など)
- ② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供 → **年間約5,750万件**
(パスポートの発給、税務事務など)



情報提供

- ①
- ②
- ③ 住民票の写し
- ④ 年金受給権者の住所変更届、死亡届
- ⑤ 年金受給権者の現況届



不要

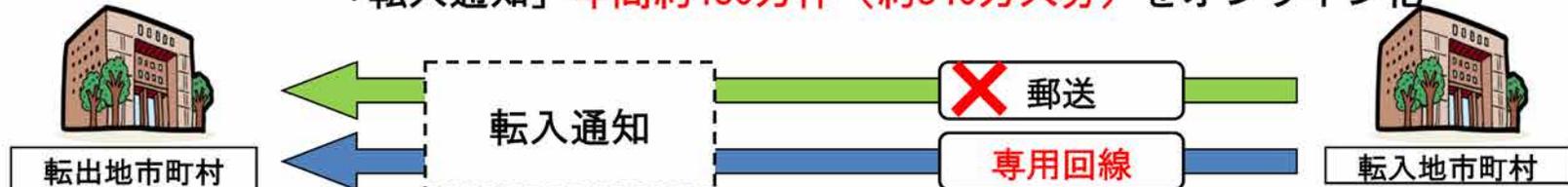


- ③ 行政手続における住民票の写しの省略
→ **全国で年間約1,300万件程度** (パスポートの受給申請、免許等の申請など)
- ④ 年金受給権者・被保険者※の住所変更届、死亡届の提出を省略
→ **全国で年間約1,400万件程度** (※平成30年3月より住基ネットの利用開始)
- ⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → **全国で年間約4,000万人分程度**

2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘匿性・安全性も向上

(例) 転入通知 : 従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」**年間約480万件**(約540万人分)をオンライン化

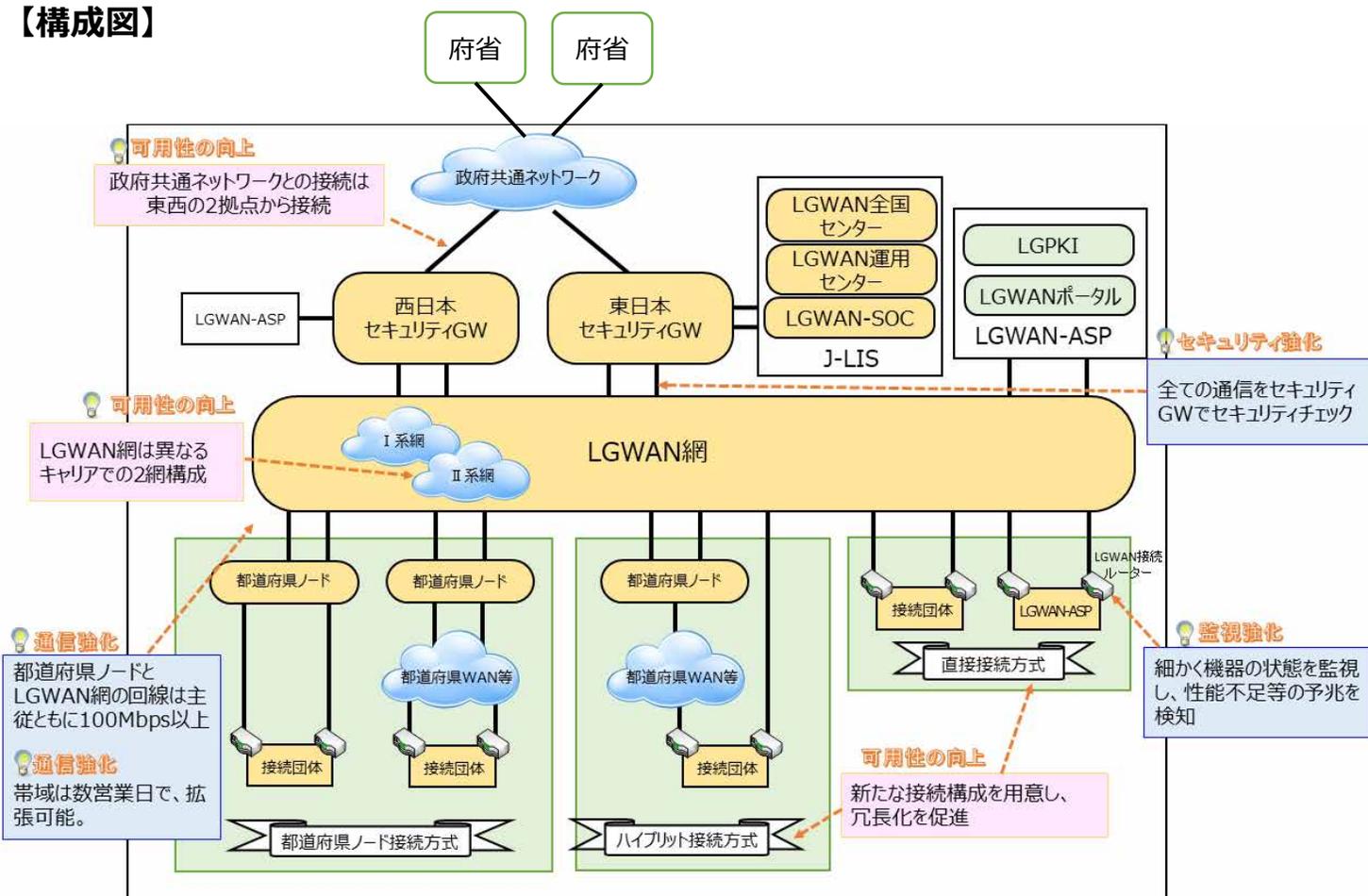


LGWAN（総合行政ネットワーク）

○ LGWAN（総合行政ネットワーク）は、地方公共団体間や地方公共団体と政府機関間の通信を行うためのインターネットから分離された行政専用ネットワーク。

- ・平成13年度に全都道府県で構成される協議会により設置され、平成15年度に全市区町村が接続し本格運用開始。
- ・平成26年度に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に移管。
- ・地方公共団体間の回線を集約することにより、高度なセキュリティを確保しつつ、コストを削減。

【構成図】

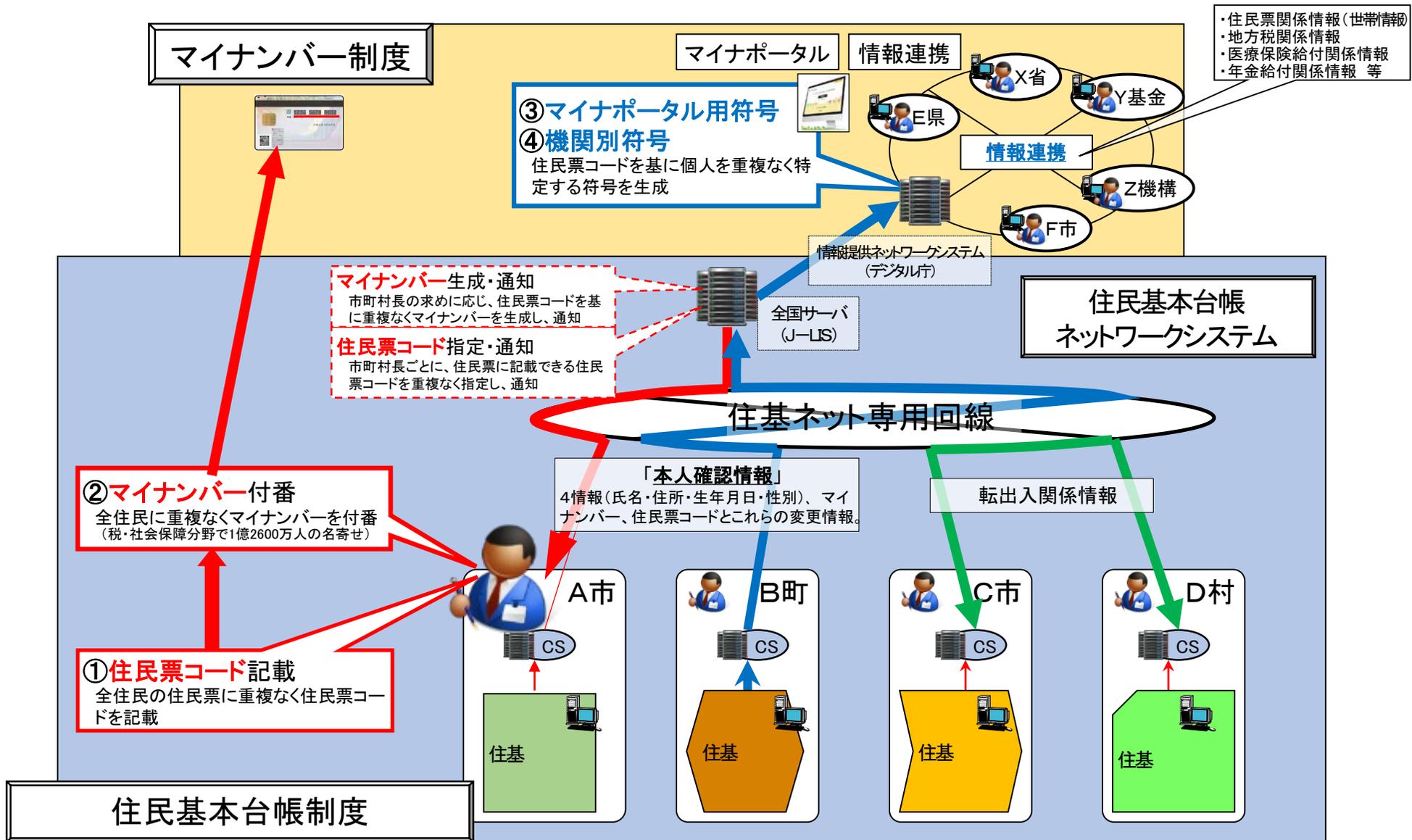


【通信されている主な情報例】

- ・地方公共団体間、地方公共団体と政府機関間のメールの送受信
 - ・マイナンバーを用いた情報連携（税情報や社会保障の給付状況（年金情報、生活保護情報）等）
 - ・地方税の電子申告の受付、国税庁から地方公共団体への申告情報の提供
 - ・マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付
 - ・防災・人命に係る緊急情報（J-アラート）
- 等

マイナンバー制度と住民基本台帳ネットワークシステム

- 住民基本台帳ネットワークシステムは、マイナンバー制度の骨格をなす重要なシステム。全住民に重複なく指定される住民票コードは、マイナンバーや情報連携に用いる機関別符号の生成の基礎となっている。



標準化法：「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（令和3年9月施行）

標準化法制定前

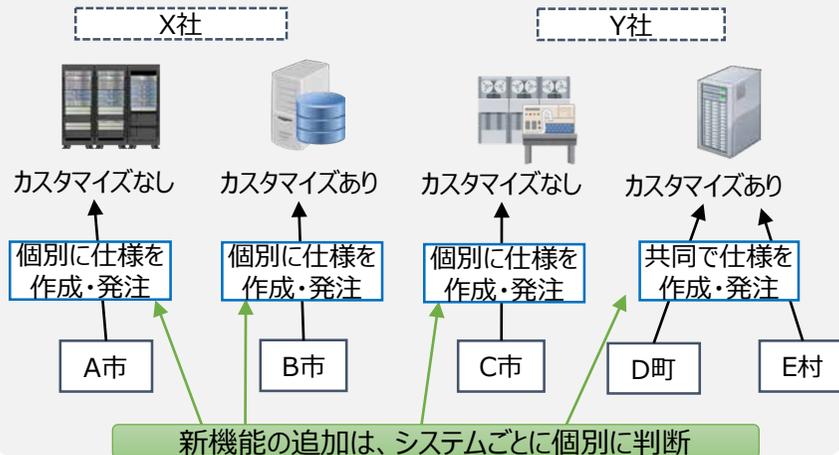
地方公共団体ごとに情報システムを調達し、カスタマイズが行われている

- ・ 維持管理や制度改正時の改修等において**個別対応を余儀なくされ、負担が大きい**
- ・ 情報システムの差異の調整が負担となり、**クラウド利用が円滑に進まない**
- ・ 住民サービスを向上させる**最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい**

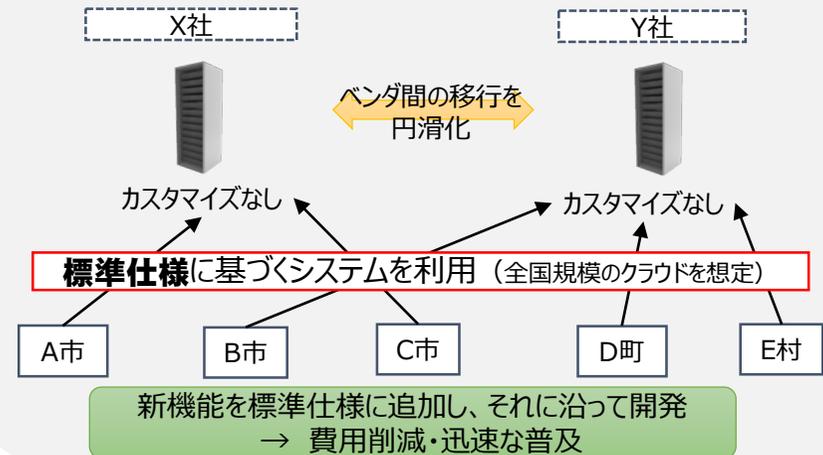
標準化法制定後

- ・ 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、**標準化の対象となる事務（※1）を特定**
- ・ 地方公共団体が標準化対象の事務処理に利用する**情報システムは、標準化のための基準に適合することが必要（※2）**
- ・ 標準化対象業務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、標準化対象業務以外の事務を処理するために**必要な最小限度の追加等が可能**

<現状>



<標準化後>



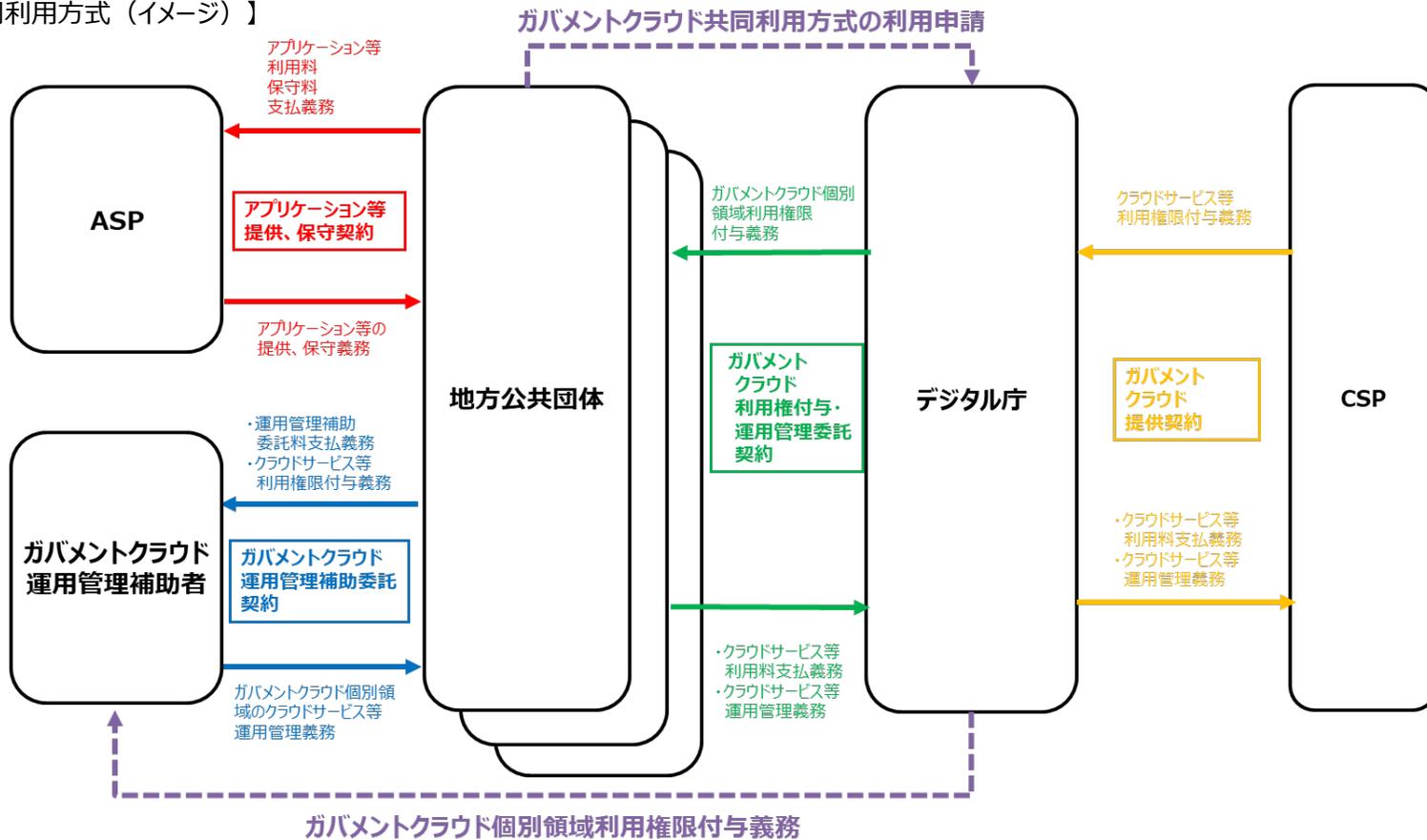
※1 **20業務**（児童手当、子ども・子育て支援、住民記録、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当）
※2 **令和7年度までに、基準に適合した情報システム（標準準拠システム）への円滑な移行を目指す**

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）（抄）

（クラウド・コンピューティング・サービス関連技術の活用）

第十条 地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとする。

【複数団体による共同利用方式（イメージ）】



- ※CSP(Cloud Service Provider) : 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスからデジタル庁が規定する要件を満たすもの。
- ※ASP(Application Service Provider) : （地方公共団体が標準準拠システム等を利用するために、業務アプリケーション等の構築、提供、運用保守等の提供を受ける一切の事業者（ガバメントクラウド運用管理補助者を除く。）をいう。
- ※ASPとガバメントクラウド運用管理補助者が同一事業者の場合もある。

地方公共団体へのガバメントクラウド提供に関する契約関係

(ア) ガバメントクラウド提供契約（デジタル庁・CSP間）

- ・CSPは、デジタル庁に対し、地方公共団体が利用するクラウドサービス等を提供する。
- ・デジタル庁は、地方公共団体が利用するクラウドサービス等の運用管理義務を負う。
- ・デジタル庁は、CSPに対し、クラウドサービス等利用料相当額を支払う。

(イ) ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約（デジタル庁・地方公共団体間）

- ・デジタル庁は、個々の地方公共団体に対し、ガバメントクラウド個別領域利用権限を付与する。
- ・デジタル庁はガバメントクラウド個別領域のクラウドサービス等の運用管理を地方公共団体に委託し、地方公共団体は当該クラウドサービス等の運用管理義務を負う。
- ・地方公共団体は、デジタル庁に対し、クラウドサービス等利用料を負担する。

(ウ) ガバメントクラウド運用管理補助委託契約（地方公共団体・ガバメントクラウド運用管理補助者間）

- ・地方公共団体は、ガバメントクラウド運用管理補助者に対し、地方公共団体がデジタル庁との間で「ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約」を締結することを条件としてガバメントクラウド個別領域利用権限の全部又は一部を付与する。
- ・ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウド個別領域のクラウドサービス等の運用管理義務を負う。
- ・地方公共団体は、ガバメントクラウド運用管理補助者による運用管理の対価として、ガバメントクラウド運用管理補助者に対し、運用管理委託料を支払う。

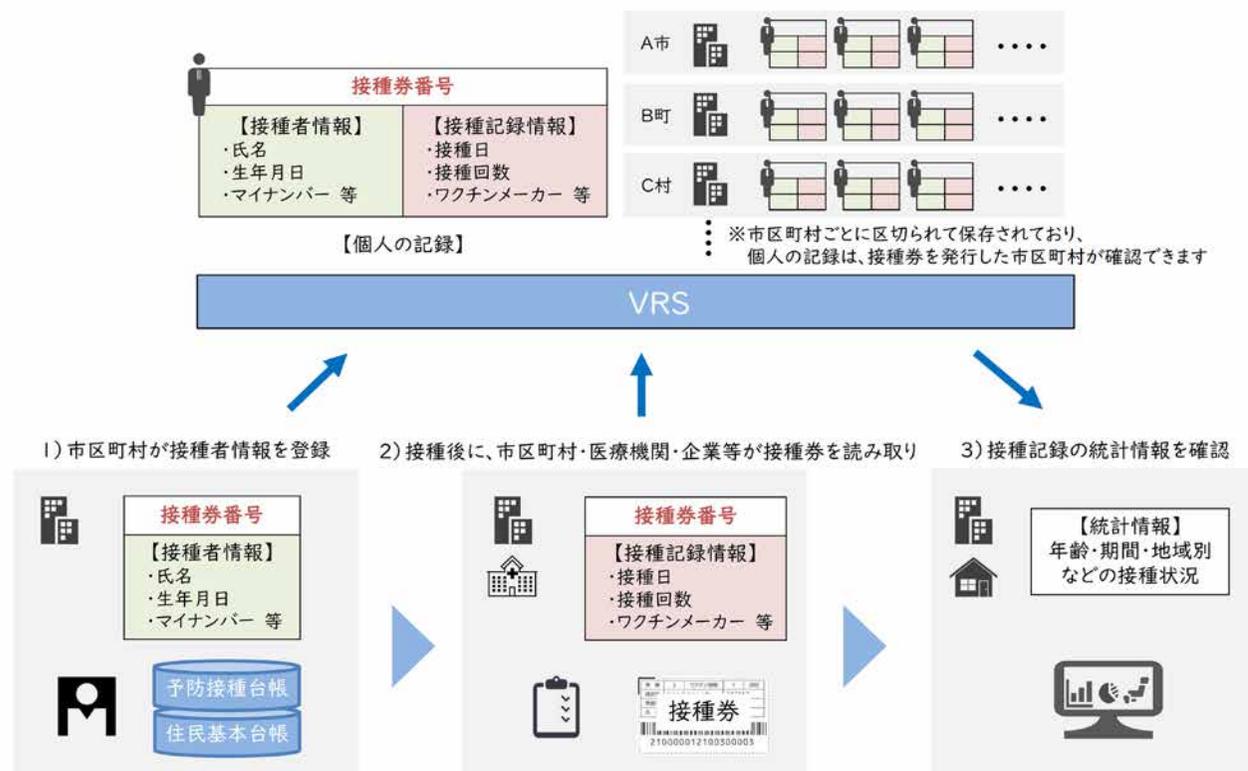
(エ) アプリケーション等提供・保守契約（地方公共団体・ASP間）

- ・地方公共団体は、ASPに対し、デジタル庁から利用権限を付与されるガバメントクラウド個別領域等においてアプリケーション等を提供・保守することを承認する。
- ・ASPは、地方公共団体に対し、ガバメントクラウド個別領域等において標準準拠システム等のアプリケーション等を提供し、保守を行う。
- ・地方公共団体は、ASPに対し、アプリケーション等利用料・保守料を支払う。

VRS（新型コロナウイルスワクチン接種記録システム）と利用規約

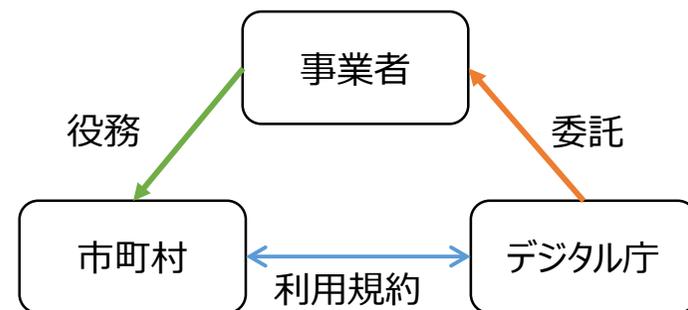
- VRSとは、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種にあたり、個人の接種状況を記録するシステムでデジタル庁が提供（2021年4月より運用）。円滑かつ迅速なワクチン接種のため、国が整備。政府が公表している統計情報ダッシュボードや、新型コロナワクチン接種証明書アプリのデータとして活用。
- 国が提供するVRSを地方公共団体が利用するにあたっては、国が定める利用規約に同意することを必ず求めており、利用規約には、国と地方公共団体の責任分界点や個人情報の管理について定めている。

システム概要



出典)いま知ってほしい ワクチン接種記録システム(内閣官房情報通信(IT)総合戦略室 2021年6月)

利用規約



○新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（令和4年7月1日）（抄）

- 第1条 目的
- 第2条 各主体の契約又は規約上の関係
- 第3条 特定個人情報等の取扱いについて
- 第4条 VRSの機能及びVRSにおいて管理する情報
- 第5条 VRSにおいて管理する情報の管理方法
- 第6条 デジタル庁の責任
- 第7条 情報到達の責任分界点
- 第8条 通信経路の責任分界点
- 第9条 市区町村の責任
- 第10条 緊急時の措置
- 第11条 その他

地方公共団体の情報システムを支える共通基盤・共通機能の位置づけ

これまでの第33次地方制度調査会でのご意見（抜粋）

- 住民に身近な行政を地方が担う上では、地方の自主性を確保するための共通基盤を整備することが国の役割ではないか。
- 共通機能や共通基盤の整備は、「全国的な規模又は全国的な視点に立って行われなければならない施策」として、国が責任を持って対応すべき部分であると考えるが、その際、国防などの古典的なナショナルな業務とは性質が異なり、地方行政、地方自治を支えるために、国が全国的な規模又は全国的な視点に立って行う業務であり、だからこそ地方公共団体の意見をしっかり聞きながら行うものであるということを明確にしたほうがよいのではないか。
- デジタル化・システム化によりプラットフォームを構築することは、ある種のインフラ整備だと思われる。今後、各地方公共団体がシステムを発注していくときに、その契約の内容や形式、プロセスの適正性を監査するという点について、考えていく必要があるのではないか。
- 情報システムの標準化・共通化に当たっては、システム構築や運用上にトラブルが生じたときの対応、責任の所在について丁寧に整理していく必要があるのではないか。

論点（案）

- 今後、人口減少が更に進むことが確実な中で、地方公共団体がその事務処理に当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるようにし（地方自治法2条14項）、また、地方自治の意義をより高めていくためには、国も関わる形で更なるデジタル技術の活用を図る必要があるのではないか。
- 近年のデジタル技術の進歩により、地方公共団体の情報システムを支える共通基盤や共通機能は、市町村や都道府県の区域を越えて、全国的に整備することが経済合理的であり、かつ、デジタル人材は全国的に不足し、単独の地方公共団体で確保することは困難な状況であることを踏まえると、こうした共通基盤や共通機能は、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行われなければならない施策」（地方自治法1条の2第2項）として、国が責任を持って提供することが求められる局面が増えてくるのではないか。
- 地方公共団体は、国が提供する共通基盤や共通機能を利用して、アプリケーションを整備・活用して事務処理や住民サービスの提供を行うこととなるが、それが円滑に実施されるためには、アプリケーションと共通基盤・共通機能の責任分界を明確にする必要があるのではないか。
また、その際、利用規約の作成段階から、実際に事務処理や住民サービスを担う地方公共団体の意見等を的確に反映させる必要があるのではないか。

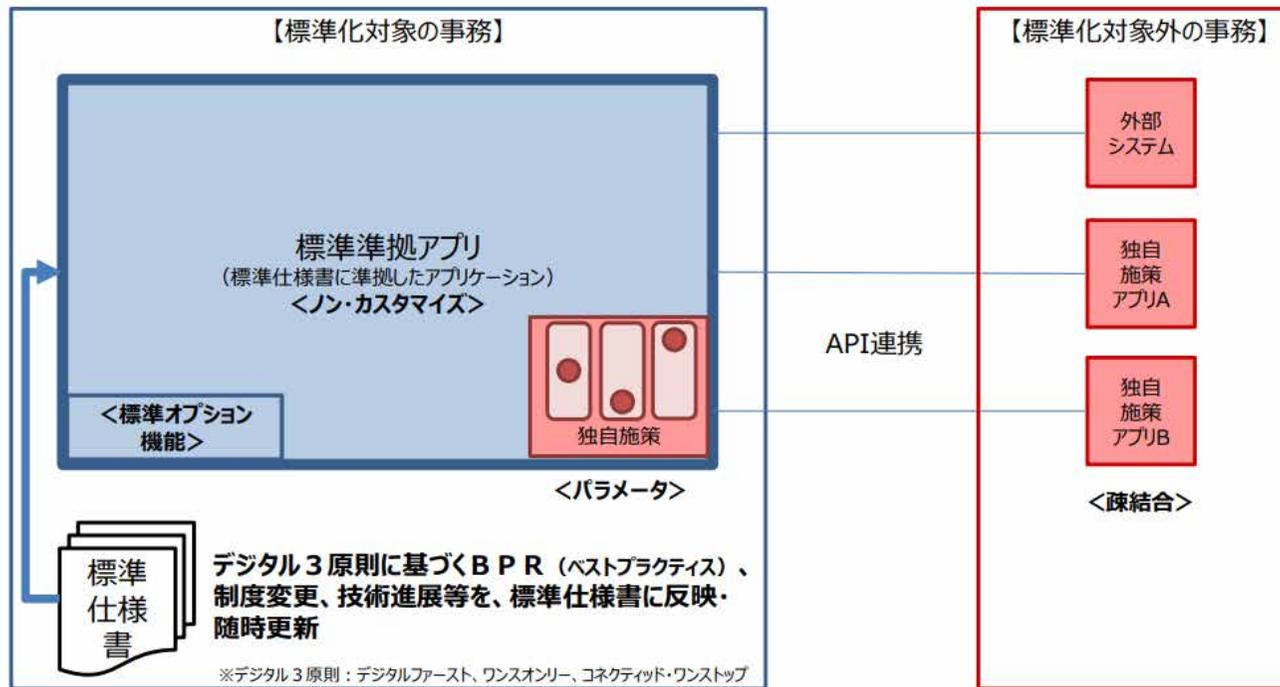
1. デジタル分野における国と地方公共団体との関係
2. **共通基盤・共通機能における国と地方公共団体の連携**
 - (1) 共通基盤・共通機能と地方公共団体の関わり
 - (2) 独自性の確保**
 - (3) 公金収納事務・現金給付事務
 - (4) 地方公共団体の情報システムのセキュリティ確保
3. 国と地方公共団体の情報共有

標準化の取組みにおける地方公共団体の独自性の確保の工夫

- 地方公共団体の基幹業務システムの標準化の取組みにおいては、地方公共団体の独自施策の実現を阻害しないように、独自施策アプリを疎結合する形でシステムを構築することとしている。

「標準準拠アプリ」と「標準準拠アプリ以外のアプリ」について

- 統一・標準化の目標等を踏まえると、「標準準拠アプリ」のカスタマイズは、原則として不可（ノン・カスタマイズ）であり、標準仕様書は、デジタル3原則に基づくBPR等のベストプラクティスを反映・随時更新することで品質の向上を図る。標準化対象事務についての地方公共団体の規模の違い等による事務処理の違いは、標準オプション機能で対応する。
- 「標準準拠アプリ以外のアプリ」は、標準準拠アプリと情報連携する場合には、標準準拠アプリをカスタマイズしないよう、原則、標準準拠アプリとは別のシステムとして疎結合する形（API連携）で構築する。



マイナポータルにおける電子申請の標準様式のプリセット

- 令和2年度には、要介護・要支援認定の申請など11の介護に関する手続及び罹災証明書の発行申請、令和3年度には、児童手当等の現況届など15の子育てに関する手続について、マイナポータルに電子申請の標準様式のプリセットを完了している。
- 各地方公共団体は、プリセットされた標準様式の文言変更やデータ項目追加等の編集も可能となっている。

電子申請の標準様式のプリセットによるサービスの改善

- 各地方公共団体では、ぴったりサービスの利用の際、団体ごとに紙様式を読み込んで申請様式を作成できますが、子育て・介護・被災者支援等の主要手続については、関係省と連携して、標準様式をプリセットしています。標準様式を利用すれば、独自に申請様式を作成しなくても、電子申請サービスを開始できます。

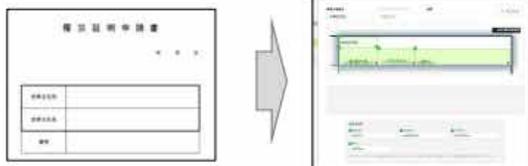
【罹災証明書の発行申請の例】

プリセットされた標準様式を活用
(文言変更やデータ項目追加等の編集も可能)



※地方公共団体では以下の作業が不要になる...

- ① 紙様式 (PDF等) 読込
- ② 申請様式の作成



掲載内容の確認後、申請ページを公開



競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の設定

○ 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の設定の取組みにおいては、標準様式や標準入力フォームを定めた上で、地方公共団体の独自データ項目については、追加項目等一覧を策定することで、標準項目と独自項目の違いを明確にすることとしている。

→ 地方公共団体の独自性を確保しつつ、利用者の利便性を向上させる工夫を行っている。

競争入札参加資格審査申請に係る標準項目について

1. 地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について(通知) (令和3年10月19日付け総務省通知・要約)

- 規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、各地方公共団体において活用されることを目的として、**地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目を取りまとめ、当該項目を掲げる様式の例を作成。**
- 標準項目を活用することは、**事業者の事務負担の軽減に資する**ことはもとより、**地方公共団体にとっても**、事業者の入札参加を容易なものとするにより**最適な事業者の選定に寄与する**ことや、これまで各地方公共団体が自ら対応していた項目等の見直し作業に係る事務負担が軽減されること等の効果が期待されることから、**標準項目等を積極的に活用するよう要請。**
- 併せて、新型コロナウイルス感染症のまん延防止や行政サービスの効率的・効果的な提供の実現等の観点から、**競争入札参加資格審査申請の電子化・オンライン化について検討することや**、競争入札参加資格審査申請書に加えて、**見積書や請求書等の支出根拠書類の押印の見直し等にも取り組むことを要請。**

2. 標準様式等の概要

- 国の様式に合わせて以下の3通りの標準様式を策定。

| 番号 | 標準様式の種類 | 添付書類 |
|-----|---------------------|---------------------------------------|
| ① | 【建設工事】標準様式 | 営業所一覧表、総合評定値通知書の写し、納税証明書、委任状 |
| ② | 【測量・建設コンサルタント等】標準様式 | 営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等、財務諸表類、納税証明書、委任状 |
| ③ | 【物品製造・役務の提供等】標準様式 | |
| その他 | 競争入札参加資格審査申請書 記載要領 | |

- 地方公共団体において、必要最低限独自に追加する項目がある場合には、「追加項目等一覧」を策定し公表する。
- 各地方公共団体における標準様式の項目のシステムへの反映に資するよう、「入力フォーム例」を策定。

介護事業者が地方公共団体に提出する文書の様式の標準化を巡る議論

○介護分野における「ローカルルール」等による事務手続負担の抜本的軽減に向けて (規制改革会議 第6回医療・介護・感染症対策WG (令和4年4月18日) 専門委員提出資料 (抄))

介護分野における文書作成その他の事務手続負担については、既に、厚生労働省において、様式・添付書類の簡素化や標準化、電子申請のシステム構築などの様々な取組が実施されている。しかしながら、地方分権の重要性への配慮の中で、「最後は自治体判断」であることを前提とする結果、現状においても、自治体毎に異なる様々な様式・添付書類がいまだに紙で溢れ、介護事業者の負担となっている。また、介護事業者が行う自治体に対する手続のデジタル化の有無・程度もまちまちであり、既往の負担軽減策に関する事業者の評価は厳しい。

※ 象徴的な事例として、「いまだに押印を求める自治体が多数ある」「代表者が変更になったことで100を超える自治体に紙による届出が必要になった」といった事業者からの指摘がある。

介護事業者の人員不足は厳しい。今後、その状況は更に悪化する可能性が大きいことは、当WGにおける議論においても何度となく明らかにされてきたところである。介護事業者が少ない人員でケアを適切に行っていくためには、デジタル化を活用することによる、ケアに直結しない間接業務負担、とりわけ、手続負担の軽減が喫緊の課題である。

確かに、介護事業は自治体の自治事務であり、地域の人口構造や地域包括ケアの実施状況、医療機関の状況といった特性を踏まえ、サービス給付量・水準と負担の関係等について自治体において政策判断される必要があるが、分権化すべきは政策であって、書類の様式や申請・届出方法のような業務の細目ではない。

したがって、介護事業者による自治体との間における申請・届出手続（地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業も含む）は国において統一し、さらに、国において大胆に簡素化・デジタル化を進める必要があるのではないかと。

(中略)

1. 書類作成の負担軽減

①様式・添付書類の統一【指定申請・報酬請求・指導監査】

一事業者による自治体あて提出書類について、自治体毎に独自の様式・添付書類が求められるケースが依然として多い現状にある。このため、事業者は必ず国が定める様式・添付書類を使用して手続等を行いうることとし、当該様式等に規定する事項について、自治体独自の様式・添付書類を廃止してはどうか（省令で様式等を規定。ただし、各自治体が独自に定める事項については、自治体の独自様式等とすることを制限するものではない。）。

(後略)



○厚生労働省 回答

(規制改革会議 第7回医療・介護・感染症対策WG (令和4年4月27日) 参考資料2 (抄))

介護保険法に基づく事務は自治事務とされており、厚生労働省としては、指定申請等に係る書類の標準様式等を示した上で、その採否については、自治体が決めることとしてきたところです。そうした中で、ご提案の内容については、自治体との調整や自治体における一定の手続き等が必要と考えますが、その趣旨を十分に踏まえ、できる限り実現する方向で検討を進めてまいります。

また、ご提案の内容については、関係審議会において速やかに議論し、今年中に意見をいただきたいと考えています。施行時期については、自治体における一定の手続きやシステム改修等も想定されることから、制度改正・報酬改定にあわせて令和6年4月を目指します。

地方公共団体の情報システムを支える共通基盤・共通機能における独自性の確保

これまでの第33次地方制度調査会でのご意見（抜粋）

- 将来的に人材等の不足など資源が制約されていく状況になったときに、デジタルを活用して工夫している地方公共団体の取組がベストプラクティスとして、他の地方公共団体が乗っていく可能性もあるなど、独自施策も地方公共団体相互間の連携の対象となってくることがあり得るのではないか。
- 民間企業と異なり、地方公共団体は必ずしも相互に競争的な関係にあるわけではなく、共通性の高い機能・基盤について共通化したり、グッドプラクティスを横展開することで全体的な底上げを図ることは有益ではないか。
- フロントヤード、バックヤードにかかわらず、標準化する部分に関しては国がどんどん進めていいと思うが、システムの標準化の推進とともに、各地方公共団体が独自施策として創意工夫して行う部分に対しても、リソース面では国が支援した方がよいのではないか。

論点（案）

- 国等が提供する共通基盤や共通機能を地方公共団体が利用しながら、その上で地方公共団体の独自性を発揮できるような仕組みが重要ではないか。それはどのようなものとしてあるべきか。
- 地方公共団体が共通基盤や共通機能を利用することで、地方公共団体が独自性を発揮して構築したシステムを、他の団体も利用すること（横展開）がより円滑に可能となり、地方の実情に応じた住民サービスの展開に資することになるのではないか。
- 同一法令に基づき各地方公共団体が利用者や事業者を求める申請書式や手続等が、地方公共団体ごとに個々に異なっていることで、地方公共団体の区域をまたいで活動する利用者・事業者の負担になっているとの指摘についてどう考えるか。仮にこれらを標準化・統一化するとすれば、その際に留意すべき点は何か。

1. デジタル分野における国と地方公共団体との関係
2. **共通基盤・共通機能における国と地方公共団体の連携**
 - (1) 共通基盤・共通機能と地方公共団体の関わり
 - (2) 独自性の確保
 - (3) 公金収納事務・現金給付事務**
 - (4) 地方公共団体の情報システムのセキュリティ確保
3. 国と地方公共団体の情報共有

公金収納事務のデジタル化について

- 社会経済活動全般のデジタル化が進展する中においても、地方公共団体の**公金の収納事務や納付手段については、依然として書面・対面をベースとしており、非効率・高コスト**となっているとの指摘がなされている（規制改革推進会議等）。
- このため、公金収納事務のデジタル化を進め、納付手段のキャッシュレス化を拡大することにより、住民・事業者の利便性向上や地方公共団体・指定金融機関等における事務処理の効率化・合理化につながることを期待されている。

公金収納事務等を取り巻く環境の変化

- 地方公共団体の公金収納事務については、指定金融機関制度（S38～）に基づき、金融機関に取り扱わせているところ、**金融機関を取り巻く環境は、低金利の長期化や社会経済活動全般のデジタル化などにより大きく変化**。
- （例）インターネットバンキングの普及、手形・小切手の電子交換所の設立（手形・小切手の縮減）、内国為替制度運営費※の導入 等
※ 令和6年10月から、地方公共団体の公金に係る銀行間の為替取引について、これまで無料であった手数料負担が1件62円に変更。
- このような変化の中、**地方公共団体と指定金融機関等においては**、事務処理に要するコスト構造の「見える化」を通じた検証や、**経費負担の見直しに向けた検討**が行われている。

デジタル化・キャッシュレス化されていない場合

住民・事業者

- ✓ 納付手段が、現金、証紙、証券（為替証券等）、口座振替等に限られ、証紙等の購入、口座振替の申請等の書面・対面手続が必要。

指定金融機関等

- ✓ 窓口における対面での対応が多数発生。紙の領収済通知書を地方公共団体ごとに仕分けて送付するなどの事務が複雑。

地方公共団体

- ✓ 指定金融機関等から送付される紙の領収済通知書と口座への入金情報を突合・確認した上で、消込作業をするなど事務が複雑。

デジタル化・キャッシュレス化の効果

住民・事業者

- ✓ 自宅でクレジットカードやスマートフォンアプリにより決済することが可能となるなど、納付手段の多様化により利便性が向上。

指定金融機関等

- ✓ 窓口における対面での取扱件数の減や、紙の領収済通知書の仕分け・送付が不要となることなどにより、公金収納事務の効率化・合理化。

地方公共団体

- ✓ 納付情報や入金情報の電子的な処理により消込作業の効率が向上することなどにより、公金収納事務の効率化・合理化。

- 地方税については、事務の合理化や納税者の利便の向上に寄与する観点から、既に**全国共通の仕組み**として、**地方税共同機構※**が運営する「eLTAX」を活用した電子納税等の仕組みが整備されている。

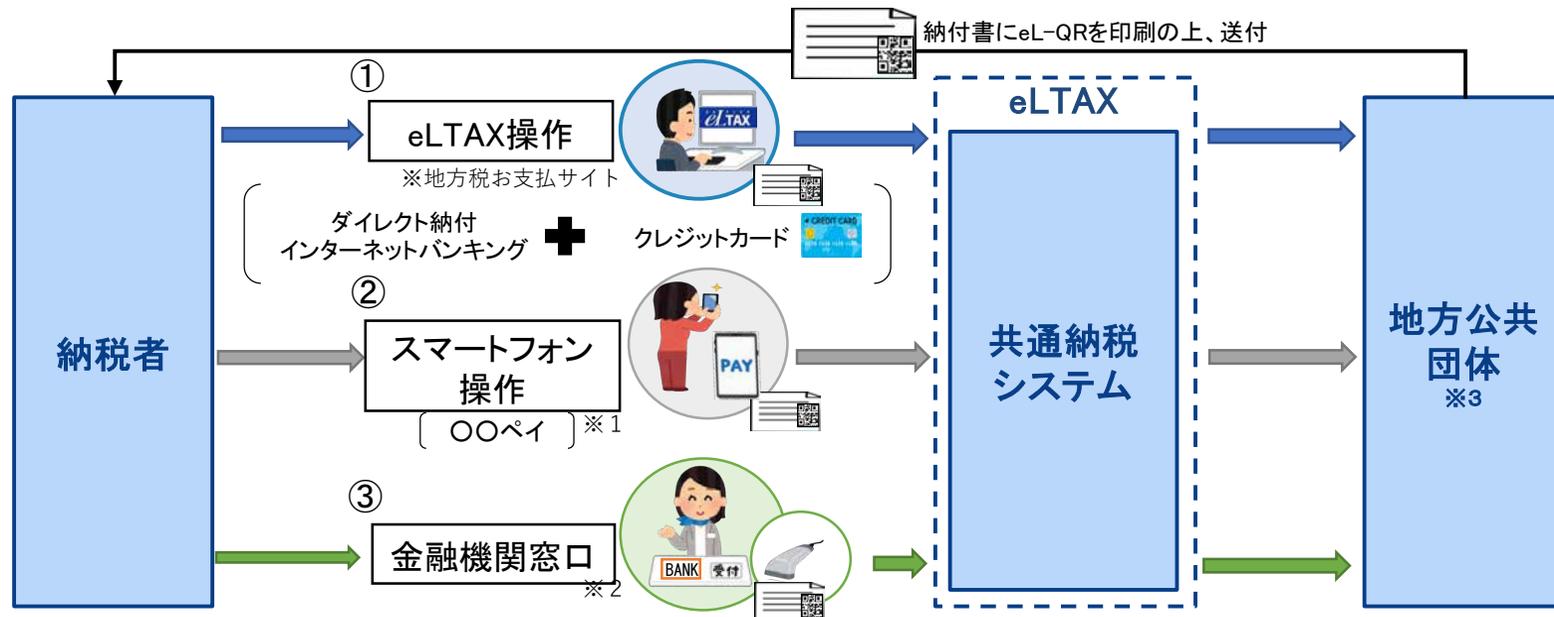
※ 地方税共同機構は、地方税法(平成30年改正)に基づいて設立された、地方公共団体が共同して運営する地方共同法人であり、地方税に関する事務の合理化や納税者の利便の向上に寄与すること等を目的としている。

- 令和5年4月から「地方税統一QRコード(eL-QR)」を用いた仕組みを導入し、

- ① eLTAX操作による電子納付
 - ② スマートフォン操作による電子納付
 - ③ 金融機関窓口における納付受付後の事務処理。
- への活用を開始。

- これにより、住民・事業者は、全国どの地方公共団体の納付書であってもeL-QRを用いて同一の納付手段でワンストップで納付できるようになるほか、団体や金融機関の事務処理の効率化・合理化が一層促進される。

※eL-QRの対象税目：固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割。他の税目についても、令和6年度から、原則として地方税統一QRコードを用いた仕組みが導入されるよう取り組んでいるところ。



※1: 利用可能なスマートフォン決済アプリ: R5.6月末までに、20以上のアプリが順次対応予定

※2: eL-QR対応可能金融機関: ゆうちょ銀行(R5.5~)・都市銀行・地方銀行・信用金庫・労働金庫等372機関

※3: eL-QR活用地方公共団体: 1,777団体(47都道府県、1,730市区町村)

地方公共団体の公金収納に係るeLTAXの活用について

- 地方税以外の公金についても、これまで、コンビニ納付（私人委託制度の活用）、クレジットカードやスマートフォン決済アプリによる納付（指定納付受託者制度の活用）等、納付手段の拡大を図ってきており、**各地方公共団体の判断により、住民・事業者の利便性向上や団体・指定金融機関等における事務処理の効率化・合理化に取り組んできた。**
- 公金収納事務のデジタル化や、納付手段のキャッシュレス化を一層推進する上で、**全国共通の仕組みとして、地方税以外の公金についても、eLTAXを活用した収納を可能とすべきとの声***がある。

※ 全国銀行協会、日本経済団体連合会 等



取組状況

- デジタル庁及び総務省が立ち上げた各種公金に係る法令を所管する関係府省庁との連絡会議において、**eLTAXを活用した公金収納を可能とするための取組方針を令和5年3月に決定。**

【方針の概要】

遅くとも令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指し、地方公共団体等の意見を聞きながら、以下の取組を進める。

- ① 地方公共団体が、その判断により公金収納を地方税共同機構に行わせることを可能とするため、関係法令を改正。
 - ② 公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものの納付について、地方公共団体が共通の仕組みによりeLTAXを活用できるようにすることを検討。
 - ③ 地方公共団体による公金納付へのeLTAXの活用を促進するために必要な取組を行う。
 - ④ その他、地方税共同機構におけるeLTAXのシステム改修や公金収納を行うための体制整備等、関係府省庁・関係機関等とともに連携・協力を図って公金収納の実現に向けた検討。
- **現在、eLTAXを活用した収納を可能とする公金の範囲等について検討中。**

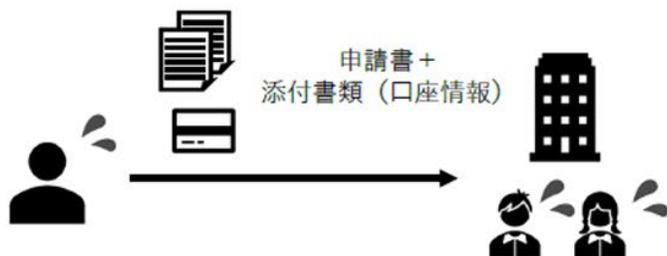
公金受取口座登録制度の概要

制度概要

- 「公金受取口座登録制度」は、国民が公金受取のための口座をマイナンバーとともに登録することで、緊急時の給付金をはじめ、様々な公的給付の支給に利用できるようにするもの。
- 給付金等の受取のための口座としてデジタル庁に任意で登録する制度であり、登録できる口座は、本人名義の預貯金口座かつ、一人一口座となっている。
- 令和4年3月28日よりマイナンバーカードを利用してマイナポータルから公金受取口座の登録等が可能となった。
- 給付事務における登録口座情報の利用については、令和4年10月11日より運用開始している。

Before

預貯金口座情報の登録制度なし
(給付金の申請の都度、口座情報を提出)



国民

行政機関等

✓ 申請書に加えて、通帳の写し等の添付書類を提出

✓ 行政機関等職員は申請書ごとに口座情報の確認作業も必要

After

「公金受取口座」
(国民の意思に基づき1人1口座を国に登録)



デジタル庁が管理する
公金受取口座登録システム



国民

行政機関等

✓ 口座情報の記載及び添付書類が不要

✓ 口座情報の確認が不要となり、**給付事務が簡素化**
✓ 登録口座は口座存在確認済みのため、**振込不能にならない**

公金受取口座登録制度の対象となる給付金（現金給付）

○ 2023年4月3日現在で公金受取口座登録制度の対象となる給付金（現金給付）は13分類あり、161件が公表されている（うち、給付主体に、都道府県が含まれているものは29件、市区町村が含まれているものは88件）。

公金受取口座登録制度における分類別・給付主体別の件数一覧（2023年4月3日時点）

（単位：件）

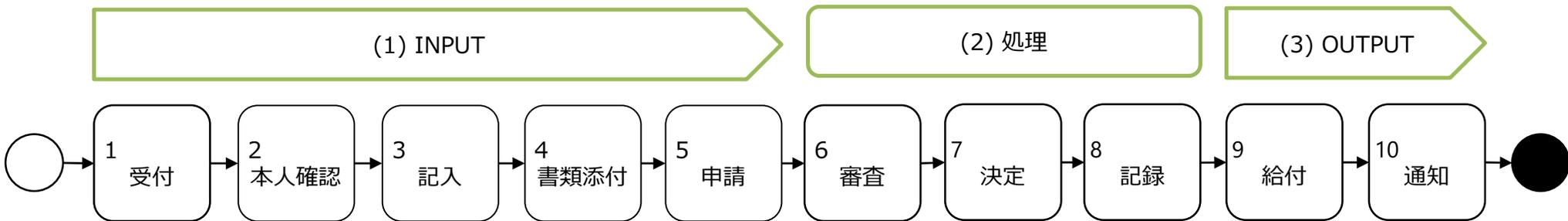
| 分類 \ 給付主体 | ① 国 | ② 都道府県 | ③ 市区町村 | ④ 独立行政法人 | ⑤ 特殊法人 | ⑥ 共済組合 | ⑦ その他 | 計 |
|--------------------|-----|--------|--------|----------|--------|--------|-------|-----|
| ①年金関係 | | | | 1 | 11 | 5 | | 17 |
| ②税関係 | 3 | 6 | 10 | | | | | 19 |
| ③子育て給付関係 | | 5 | 9 | | | | | 14 |
| ④就学支援関係 | | 1 | 1 | 2 | | | | 4 |
| ⑤障害者福祉関係 | 1 | 4 | 12 | | | | | 17 |
| ⑥生活保護 | | 1 | 1 | | | | | 2 |
| ⑦労災保険・ 公務災害補償関係 | 17 | | | | | | 2 | 19 |
| ⑧失業保険関係 | 2 | | | | | | | 2 |
| ⑨職業訓練給付関係 | 1 | 2 | | | | | | 3 |
| ⑩健康保険関係 | | | 2 | | 8 | 8 | 2 | 20 |
| ⑪介護保険関係 | | | 31 | | | | | 31 |
| ⑫災害被災者支援関係 | | | | | | | | 0 |
| ⑬その他 | | 10 | 22 | | | | | 32 |
| 計 | 24 | 29 | 88 | 3 | 19 | 13 | 4 | 180 |

※給付主体が複数にまたがる場合があるため、表の合計数と161件は一致しない。

現金給付事務の自動化の可能性

- 行政手続は、必要なデータがすべてそろっている場合には、申請から交付までend to endで自動処理を行うことが、デジタル技術の進捗により可能ではないか。
- 特に、行政が行う現金給付事務については、交付物が金銭であり、データで扱いやすいため、end to endの自動処理を行える可能性が大きいのではないか。

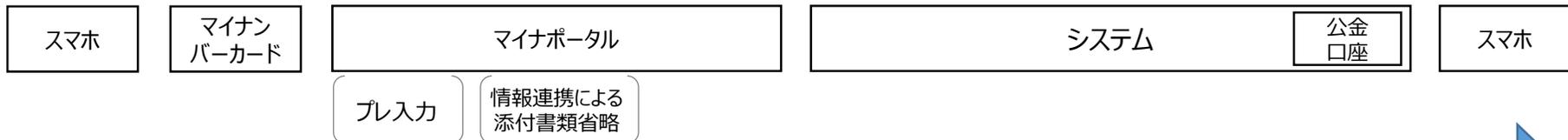
【一般的な現金給付事務手続の流れ】



(1) 紙で対応する場合



(2) データで対応する場合



公金収納事務・現金給付事務

これまでの第3 3次地方制度調査会でのご意見（抜粋）

- 情報システム標準化を進めたあとの地方公共団体の事務処理における裁量の度合いによっては、従来の地方の事務感がなくなり、相当程度、国の事務の感じも強くなるのではないかと。国と地方の役割分担の見直しにも影響してくる可能性があるのではないかと。

論点（案）

- 公金収納事務のデジタル化や、納付手段のキャッシュレス化を一層推進する上で、住民・事業者の利便性向上や事務処理の効率化・合理化の効果を最大化する観点からは、全国共通の仕組みとして、公金収納の基盤を整備・運用していくことも重要ではないかと。
- 今後、現金を給付する事務(※)を国が新たに企画立案する場合には、公金受取口座を活用して効率的に事務処理を行うことが可能となるか。

※新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特別定額給付金（いわゆる10万円給付）などを念頭

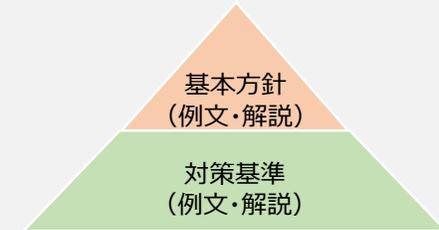
1. デジタル分野における国と地方公共団体との関係
2. **共通基盤・共通機能における国と地方公共団体の連携**
 - (1) 共通基盤・共通機能と地方公共団体の関わり
 - (2) 独自性の確保
 - (3) 公金収納事務・現金給付事務
 - (4) 地方公共団体の情報システムのセキュリティ確保**
3. 国と地方公共団体の情報共有

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

総務省における地方公共団体の情報セキュリティ対策に対する支援

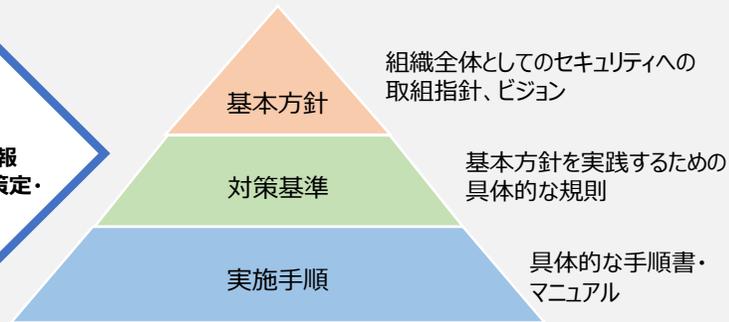
総務省は、地方公共団体の情報セキュリティ対策を支援するため、平成13年度に情報セキュリティ対策の指針として「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、技術的助言を行っている。その後も、政府機関等における情報セキュリティ対策の動向や地方公共団体のデジタル化の動向等を踏まえながら適宜ガイドラインの改定を実施

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン



政府機関等における情報セキュリティ対策や
地方公共団体におけるデジタル化の動向を踏まえ、
ガイドラインの適宜改定を実施

各地方公共団体で定める 情報セキュリティポリシー等



自団体の情報セキュリティポリシー等に基づき、
具体的な情報セキュリティ対策を実施

各地方公共団体は、
ガイドラインを参考に
しながら、自団体の情報
セキュリティポリシーを策定・
改定

(参考) 直近のガイドライン改定

| 改定時期 | 主な改定内容・理由 |
|---------|---|
| 平成30年9月 | 平成27年の日本年金機構における情報流出事案を受け、総務省から地方公共団体へ要請を行った「三層の対策」等の情報セキュリティの抜本的強化策の内容を反映 |
| 令和2年12月 | 「三層の対策」の効果や課題、新たな時代の要請を踏まえ、セキュリティの確保と効率性・利便性向上の両立の観点から、情報セキュリティ対策の見直しを実施し、その内容を反映 |
| 令和4年3月 | 令和3年7月の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定や地方公共団体のデジタル化の動向を踏まえた内容を反映 |
| 令和5年3月 | 地方公共団体情報システム標準化の動向を踏まえ、標準準拠システム等のクラウドサービス利用に関する情報セキュリティ対策の内容を反映 |

三層の対策について

対策の経緯

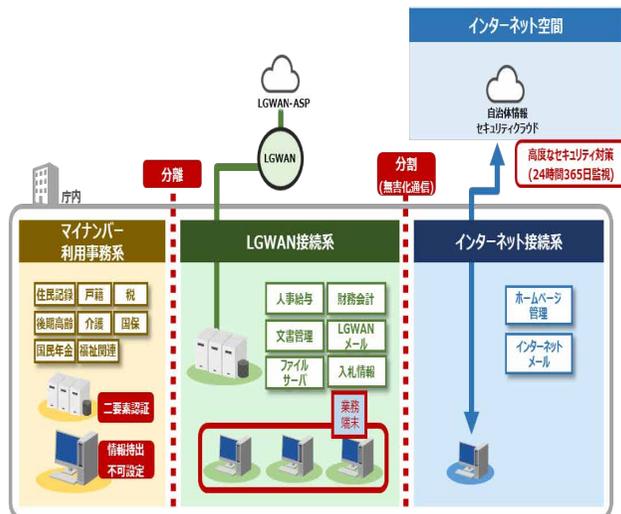
- 平成27年5月 年金機構の情報漏えい事案発覚後、有識者による「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」を設置
- 平成27年11月 検討チームより地方公共団体の対策内容（「三層の対策」）について報告
- 平成27年12月 総務大臣通知により地方公共団体に「三層の対策」を要請
- 平成28年2月 地方公共団体が「三層の対策」に取り組むための補助金を創設（H27年度補正予算）
- 平成29年7月 地方公共団体による「三層の対策」への対応完了

対策の見直し

- 令和2年12月のセキュリティポリシーガイドライン改定により、ゼロトラストセキュリティの考え方を取り入れた「三層の対策」の見直しを実施。
- 従来モデル（αモデル）に加え、各端末のセキュリティ対策や不正な挙動を検知し、早期対処する仕組み等のセキュリティ対策を実施した上で、インターネット上のクラウドサービスの活用や、テレワークの円滑な実施ができるよう、業務端末をインターネット接続系に配置する新モデル（β（β'）モデル）を提示

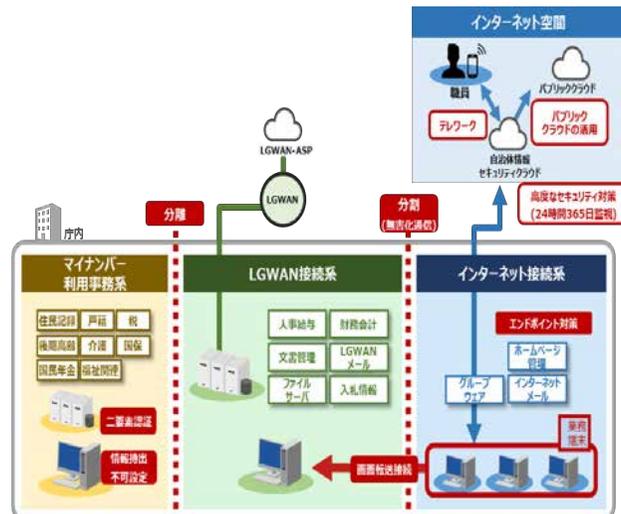
従来モデル（αモデル）

LGWAN接続系に主な業務端末を配置



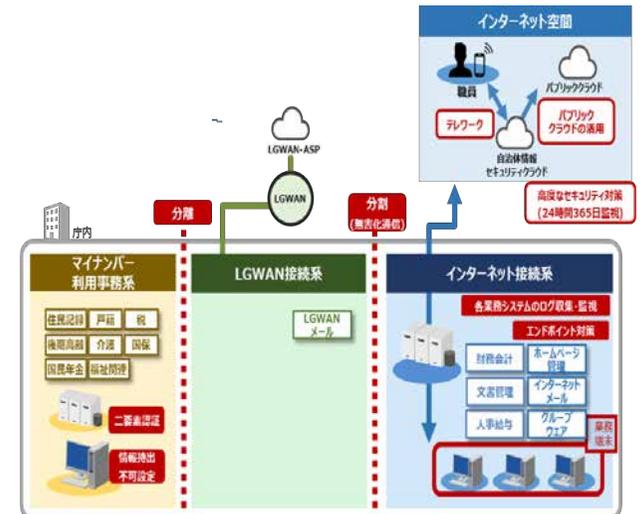
新モデル（βモデル）

インターネット接続系に主な業務端末を配置



新モデル（β'モデル）

インターネット接続系に主な業務端末の配置加えて、インターネット接続系に重要な情報資産(財務会計、文書管理等)を配置

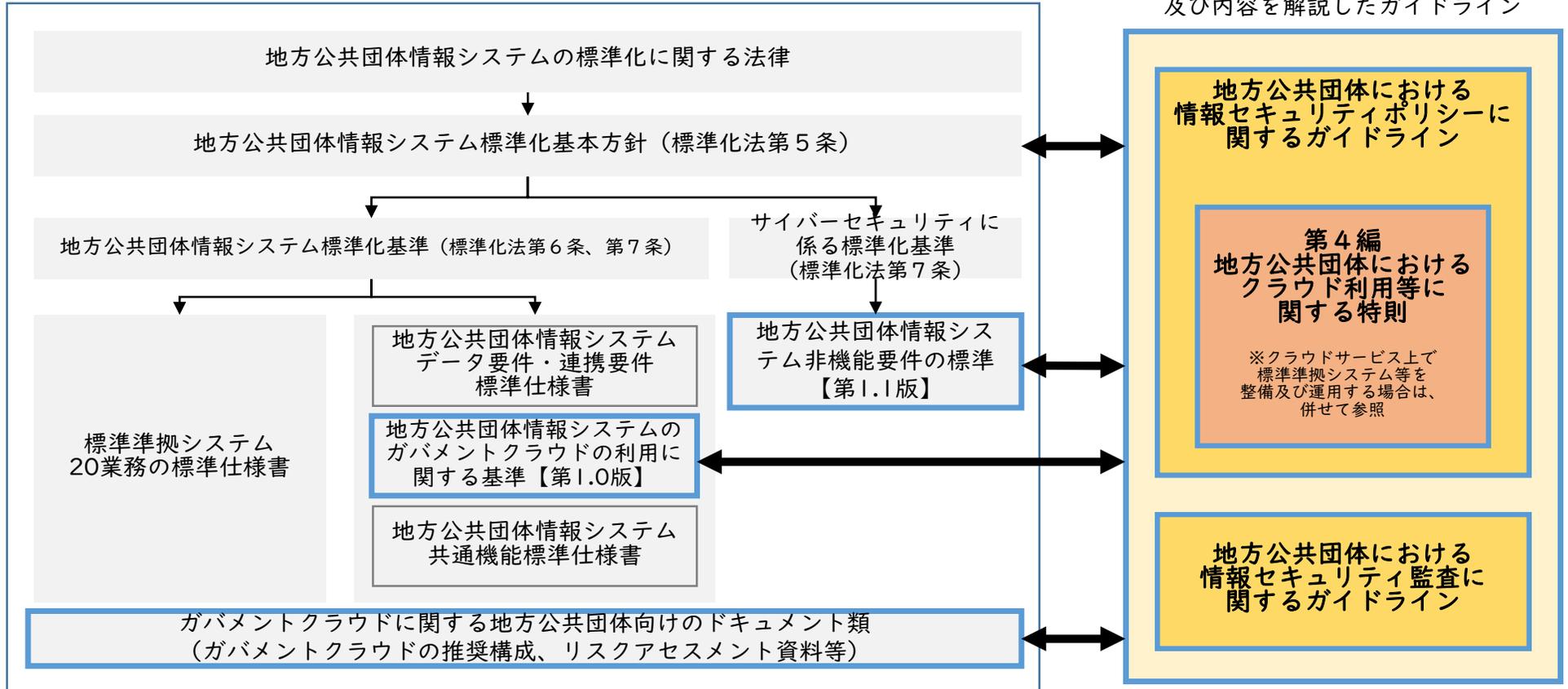


セキュリティポリシーガイドラインと標準化法に関連するドキュメント類の関係

- 各地方公共団体が策定する、地方公共団体の情報システム（※）のセキュリティポリシーに対し、総務省は「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」により技術的助言をしている。
 - ※ 教育委員会や市立病院においては、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（文部科学省）及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省）が策定されており、それぞれのガイドラインが適用される。
- 標準化法に基づくセキュリティに関する基準等は、標準化対象外の事務に係るシステムも対象に含めた「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参照している。

標準準拠システム及びガバメントクラウド利用における関連文書

各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の考え方や内容を解説したガイドライン



地方公共団体が外部サービスを利用するときの契約のチェック

- 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においては、地方公共団体がクラウド上のサービス（外部サービス）を利用する場合には、調達仕様にセキュリティ要件を含めることとし、外部サービスが調達仕様を満たすことを契約までに確認するようこととされている。

○地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和5年3月版）（総務省）（抄）

3.2. クラウドサービスの特性における留意事項

クラウドサービスは、一般向けに提供される汎用的なサービスをベースとしている。クラウドサービス利用者は、そうした汎用的なサービスを利用することで、情報システムの運用の効率化を図ることが出来る。ただし、以下のような特性とそれに伴う留意事項がある。

・責任分担／責任共有

図表10で示したとおり、クラウドサービス事業者とクラウドサービス利用者の責任が分担されクラウドサービスを利用することになる。このように、クラウドサービスのサービスモデルにより、各情報資産の管理における役割があるものの、クラウドサービスを利用して運用する情報システムのセキュリティ確保の責任は、一義的にクラウドを利用する側が負うものである。クラウドサービスの利用者は、利用するクラウドサービスについて、ユーザーとして適切な設定を行うことが当然に求められることに加えて、情報システム全体について、そのセキュリティリスクを分析し、適切な対策を行うことが求められる。そのため、利用するクラウドサービスが組み込まれる情報システムのセキュリティリスクを適切に把握した上で、クラウドサービスが提供するセキュリティ機能やセキュリティに係る提供情報を踏まえ、情報システム全体のセキュリティ対策を実施するとともに、セキュリティ確保についての最終的な責任を負わなければならない。したがって、クラウドサービスを利用する前に、そのクラウドサービスが、クラウドサービス利用者の組織における情報セキュリティの要求事項を満たすのか、評価を行い、クラウドサービスを利用する際のリスクの対応について、十分な検討が必要となる。

| | オンプレミス | クラウド | | |
|------------------|--------|------|------|------|
| | | IaaS | PaaS | SaaS |
| データ | ● | ● | ● | ● |
| アプリケーション | ● | ● | ● | ●★3 |
| ミドルウェア(ランタイム※含む) | ● | ● | ●★2 | ● |
| OS | ● | ● | ● | ● |
| 仮想環境 | ● | ●★1 | ● | ● |
| ハードウェア | ● | ● | ● | ● |
| ネットワーク | ● | ● | ● | ● |
| 施設・電源 | ● | ● | ● | ● |

※ アプリケーション実行に必要なプログラム部品

<クラウドサービス利用者も以下は一部管理>

★1: ゲストOS等が動作するための仮想環境の構築と管理をクラウドサービス事業者に要求

★2: インタフェースによる限定的な管理

★3: 利用者レベルでの管理、限定的な管理

管理主体

- …クラウドサービス利用者
- …クラウドサービス事業者

図表10 クラウドサービス事業者の責任に関する一般的な考え方

8.2. 外部サービスの利用（機密性2以上の情報を取り扱う場合）

【例文】

(3) 外部サービスの利用に係る調達・契約

- ① 情報セキュリティ責任者は、外部サービスを調達する場合は、外部サービス提供者の選定基準及び選定条件並びに外部サービスの選定時に定めたセキュリティ要件を調達仕様に含めること。
- ② 情報セキュリティ責任者は、外部サービスを調達する場合は、外部サービス提供者及び外部サービスが調達仕様を満たすことを契約までに確認し、調達仕様の内容を契約に含めること。

地方公共団体におけるChatGPT等の生成AIの業務利用について

- 地方公共団体のChatGPT等の生成AIの業務利用については、「ChatGPT等の生成AIの業務利用について(令和5年5月8日事務連絡)」において、政府機関の業務利用に関する申合せ(令和5年5月8日デジタル社会推進会議幹事会)の内容を周知するとともに、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においても、生成AIを含む外部サービスの利用について、政府機関の基準と同様の対応を求めている旨を周知。

○ChatGPT等の生成AIの業務利用について(令和5年5月8日事務連絡)(抄)

(略) AIに限らず、一般的に新しい技術については、開発の振興、利活用の推進、適切な規制、三つの観点のいずれも重要です。その上で、行政分野での利活用を推進するには、機密情報の取扱い、個人情報や著作権の保護といった課題が指摘されている中、その利活用の仕方によってはリスクが生じることもあるため、これらを踏まえて適切なルールを検討することが重要です。

本日、関係省庁における対応について、デジタル社会推進会議幹事会により「ChatGPT等の生成AIの業務利用に関する申合せ(令和5年5月8日)」のとおり申合せがされましたので周知いたします。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和5年3月版)」においても、外部サービスの利用について「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(令和3年度版)」と同様の対応を求めているところです。別添1及び2の事項について確認いただき、情報セキュリティ対策に万全を期されるようお願いいたします。(略)

○地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和5年3月版)(総務省)(抄)

8.2 外部サービスの利用(機密性2以上の情報を取り扱う場合)

(略) なお、事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス(ただし、電気通信サービスや郵便、運送サービス等は除く)では、セキュリティ対策やデータの取扱いなどについて自組織への特別な扱いを求めることができない場合が多く、機密性2以上の情報を取り扱う上で必要十分なセキュリティ要件を満たすことが一般的に困難であることから、原則として機密性2以上の情報を取り扱うことはできない。

8.3 外部サービスの利用(機密性2以上の情報を取り扱わない場合)

(1) 外部サービスの利用に係る規定の整備 統括情報セキュリティ責任者は、以下を含む外部サービス(機密性2以上の情報を取り扱わない場合)の利用に関する規定を整備すること。

(ア) 外部サービスを利用可能な業務の範囲 (イ) 外部サービスの利用申請の許可権限者と利用手続 (ウ) 外部サービス管理者の指名と外部サービスの利用状況の管理 (エ) 外部サービスの利用の運用手順

(2) 外部サービスの利用における対策の実施

① 職員等は、利用するサービスの約款、その他の提供条件等から、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で機密性2以上の情報を取り扱わない場合の外部サービスの利用を申請すること。また、承認時に指名された外部サービス管理者は、当該外部サービスの利用において適切な措置を講ずること。

② 情報セキュリティ責任者は、職員等による外部サービスの利用申請を審査し、利用の可否を決定すること。また、承認した外部サービスを記録すること。

地方公共団体における最近の情報セキュリティインシデント事例

インシデント事例① ランサムウェアの感染

- 概要 令和3年10月に病院の端末がランサムウェアに感染。電子カルテシステムなどのシステムが停止し、緊急・新規患者の受け入れが停止した。
※病院については、所管である厚生労働省策定の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づくセキュリティ対策が実施されており、本事案の対応についても、厚生労働省が実施。
- 主な原因
 - ・セキュリティを考慮したシステムの構築・運用を実施していなかったこと
 - ・インターネット接続機器等の脆弱性の放置、アップデートの未適用、サポート終了OSを利用していたこと
 - ・ウイルス対策ソフトを停止してシステムを利用していたこと
- 課題 病院、サポートベンダ両者の適切なセキュリティ対策を行っていなかったこと

インシデント事例② マルウェア「Emotet」の感染拡大

- 確認・報告が遅れた事例
 - ・不審ファイルを開いたが、本人からの報告が無かった。
 - ・Emotet検査ツール等を使用したが検出できなかったため対応を行わなかった。

Emotetについて

(参考) JPCERTCC, マルウェアEmotetの感染再拡大に関する注意喚起, 令和4年5月27日
<https://www.jpccert.or.jp/at/2022/at220006.html>

- 概要 Emotetは、悪意のある攻撃者によって送られる不正なメールから感染が拡大しているマルウェア。令和4年以降、Emotet感染件数が令和2年の感染ピーク時の約5倍以上に急増している。
- 特徴
 - ・メールの添付ファイル（ExcelやWord）やパスワード付ZIPファイルの実行で感染
 - ・メール本文中のリンクをクリックすることで感染
 - ・なりすまし元の組織名や署名などが記載されるケースも存在



インシデント事例③ 委託先事業者に関連した情報漏えい

- 概要 令和4年6月に委託先会社の再々委託先の社員が全市民情報が入ったUSBメモリーを紛失した。
- 主な原因
 - ・委託先会社が外部へのデータ持出しにおける具体的な運搬方法等について市の許可を得ていなかったこと
 - ・作業終了後に速やかにデータを削除せず、個人情報をもったまま飲食店に立ち寄ったこと
 - ・委託先への十分なセキュリティ対策の確認・徹底不足
- 課題 委託先のセキュリティ対策管理の徹底

地方公共団体の情報システムのセキュリティの確保

これまでの第33次地方制度調査会でのご意見（抜粋）

- ガイドラインを踏まえ、各地方公共団体においてセキュリティポリシーを定めているが、ガバメントクラウドとの関係についてこのような仕組みでよいか、むしろ端的に、国において、全国統一的なセキュリティポリシーを定める部分があり、その外側で、各地方公共団体が定める部分があるといった規律も考えられるのではないか。
- バックヤードのデジタル化の中で情報流出などをしっかり防止しようということかと思うが、各地方公共団体でセキュリティを確保するために相当お金や人手がかかっていると思われる。そのあたりの支援など、国としてガイドラインで技術的助言をするだけで十分なのかについて考える必要があるのではないか。

論点（案）

- 国等が提供する共通基盤や共通機能は、国の各府省や多くの地方公共団体が共用するものであり、共通基盤や共通機能を利用して整備したシステムを利用する一地方公共団体の不適切な利用が、共通基盤・共通機能全体の安全性や信頼性に影響を与え、蓋然性が高くなるのではないか。
- 標準化対象事務のシステムに係るセキュリティについては、標準化法第7条に規定する基準に適合することが義務付けられている一方、標準化対象事務とはされていない事務を処理するシステムや通信回線（LGWAN）などについては、セキュリティに関する法令の規定はなく、総務省の定める「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等による技術的助言を踏まえて各地方公共団体で対応しているが、近年のデジタル技術の進展やインシデント事案への対応として十分か。

1. デジタル分野における国と地方公共団体との関係
2. 共通基盤・共通機能における国と地方公共団体の連携
 - (1) 共通基盤・共通機能と地方公共団体の関わり
 - (2) 独自性の確保
 - (3) 公金収納事務・現金給付事務
 - (4) 地方公共団体の情報システムのセキュリティ確保
3. 国と地方公共団体の情報共有

情報システムの標準化・共通化に係る進捗状況の把握・情報提供等（標準化PMO）

- 令和7年度までに、全ての地方公共団体が標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）へ円滑に移行することができるよう、各団体における標準化・共通化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、情報システムの標準化・共通化のために必要な助言や情報提供等を行い、もって、標準化・共通化の取組の加速化・円滑化を図る。

<参考> 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号） 抄

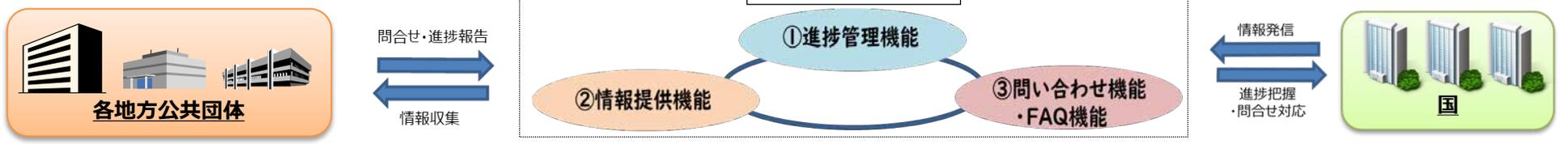
（国の措置等）

第九条（略）

2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

3 都道府県は、市町村（特別区を含む。）に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

【標準化PMOイメージ】



①進捗管理機能



標準化に係る進捗について、標準化対象の**20業務ごと**に**40のステップ**に分け、各地方公共団体が状況を毎月報告。

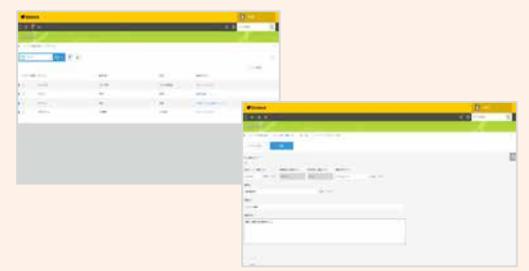
標準化に係る進捗状況について、**グラフや数字等により一目で状況を把握**できるよう工夫。市町村単位や都道府県単位で進捗状況の確認が可能。

②情報提供機能



国における標準化に係る基本方針や各種標準仕様書、その検討状況等について、当該ツールから**一元的に情報提供**。

③問い合わせ機能・FAQ機能

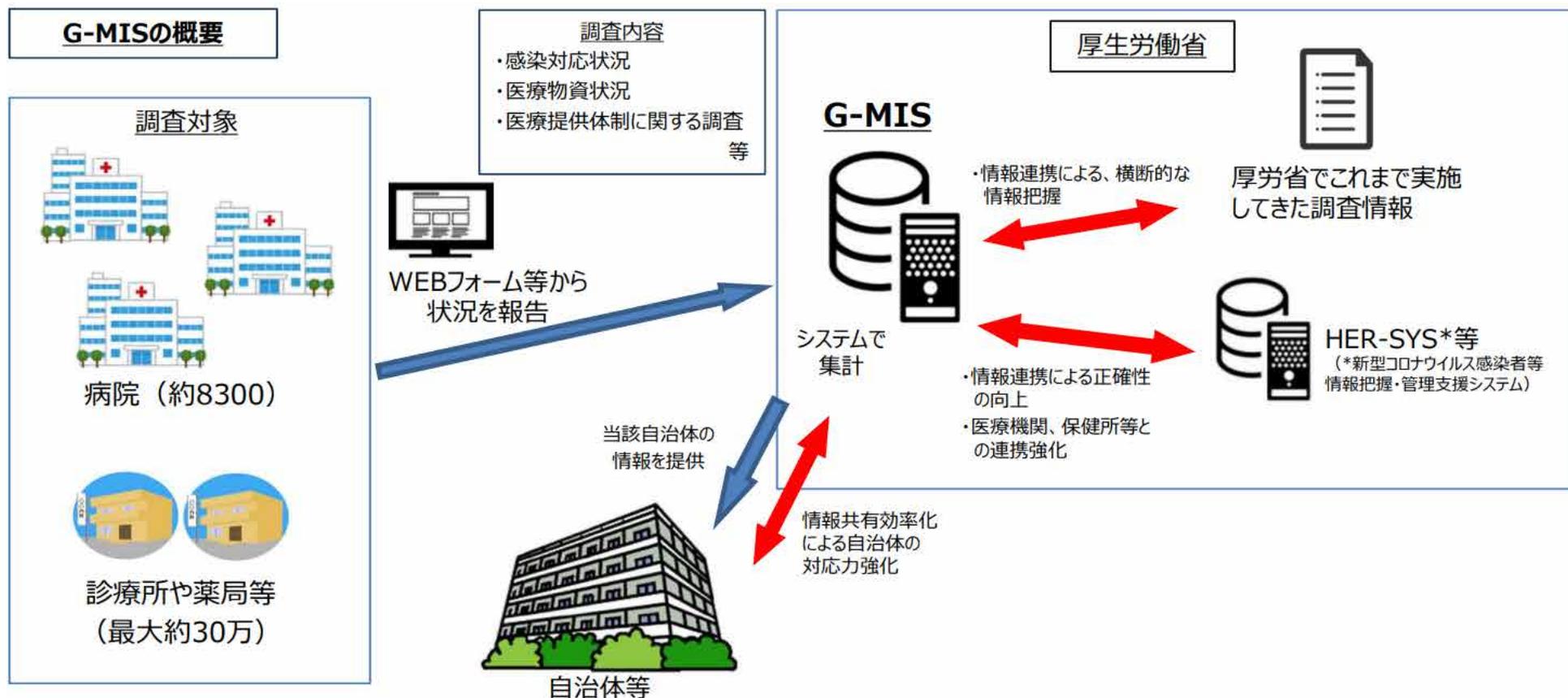


標準化に係る質疑や課題の報告等について、当該ツールから**一元的に問合せ**可能。

頻出する問合せ等については、FAQとして取りまとめ、共有。

新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）

- システム導入前は、病院の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等については、保健所が、医療機関に電話等で照会し、都道府県を通じて国に報告していた。
- 新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、厚生労働省と内閣官房IT室が連携しG-MISを構築（令和2年5月1日から、運用）。
- システム導入後は、医療機関が入力した情報をシステムが自動的に集計し、地方公共団体等に提供する、クラウドベースの情報共有の仕組みとなっており、医療従事者も保健所も省力化になるとともに、迅速な入院調整、医療機器や医療資材の配布調整等が可能に。



国と地方公共団体の情報共有に係る地方自治法上の一般的な規定

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）

第二百四十五条の四 各大臣（内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

- 2 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

○逐条地方自治法（抄）

国の行政機関等は、一般的に、必ずしも法律上の根拠がなくても、その任務又は所掌事務の範囲内において、相手方の任意の協力を前提とした資料の提出の要求を行うことができると考えられてきた。

これに対して、第245条の2で関与の法定主義が定められたことにより、国の行政機関等が地方公共団体に対して資料の提出の要求を行うには、法律又はこれに基づく政令の根拠が必要となる。その場合、個々の法律に資料の提出の要求の根拠規定がない場合であっても、本条に基づき一般的に各大臣等は資料の提出の要求を行うことができるが、その要件については、「当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため」とされた。これは、法律に基づく資料の提出の要求は、それに反したからといって違法となるような関与（処分にあたる関与）ではないが、地方公共団体には一般的な尊重義務が生ずるものと考えられるからである。すなわち、そのような一般的な義務を生じることとなる以上、専ら国の側の必要性からのみ行うことができることは適当でなく、地方公共団体にとっても、何らかの利益があるなど合理的な理由が必要と考えられたものである。資料の提出の要求の要件については、以上のようなことを踏まえて、できる限り要件を明確に規定したものである。



論点（案）

- 国による地方公共団体の情報の把握や地方公共団体に対する提供に関する根拠規定は、地方自治法第245条の4があるが、データの発生源が、直接、クラウド上のデータベースにデータを記録し、国及び地方自治体が、あらかじめ決めておいた範囲のデータを、あらかじめ決めておいた参照権限を有する者が参照する方法（＝「クラウドベースの情報共有」）に移行することが技術的に可能となっていることを踏まえ、このような情報共有をより適切・円滑に進めるためには、どのような方策が考えられるか。

參考資料

地方公共団体情報システム標準化法におけるデジタル庁・総務省の役割

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律は、
 - ・関係府省を統括し、国・地方を通じたデジタル基盤に係る政府全体方針の策定を担うデジタル庁と
 - ・地方公共団体との連絡調整及び行政運営の合理化を担う総務省が、共同で所管。

○デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）（抄）

（所掌事務）

第四条 デジタル庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 関係行政機関が講ずるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進に関すること（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二十六条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）。
- 三 （略）

2 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～十四 （略）
- 十五 国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システムの整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進に関すること。
- 十六～二十三 （略）

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

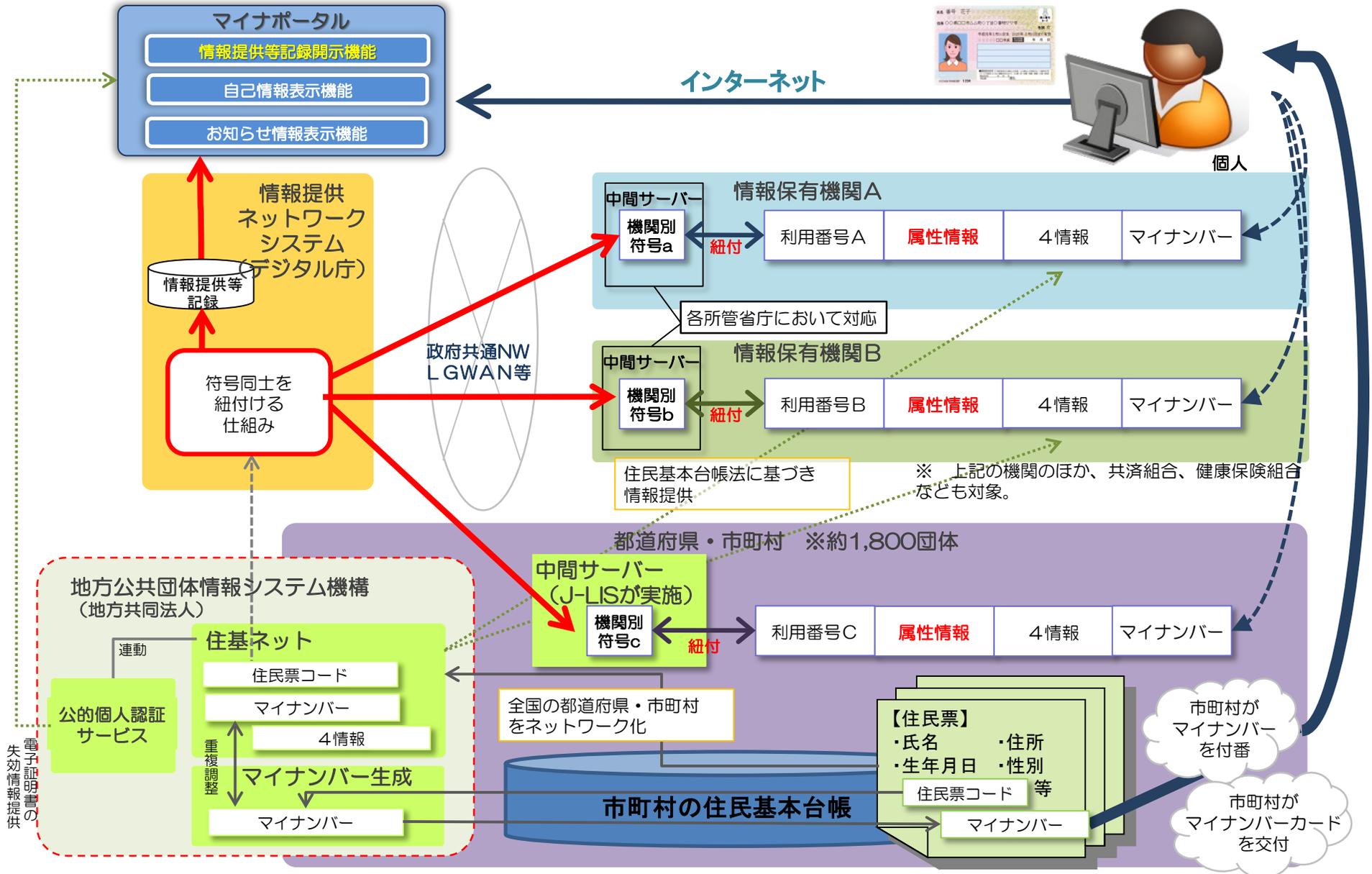
- 一～十六 （略）
- 十七 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること。
- 十八～九十六 （略）

地方公共団体情報システム標準化法におけるデジタル庁・総務省・関係府省の具体的な役割

○ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律における具体的な取組については、デジタル庁、総務省及び関係府省はそれぞれ以下の役割を担う。

| | デジタル庁 | 総務省 | 関係府省 |
|------|--|--|---|
| 主な役割 | ①地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の所管 | | ④標準化対象事務のうち制度所管の事務に係る標準化基準の策定 ※法務省：戸籍 ※文科省：就学 ※厚労省：国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当 ※内閣府：児童手当、子ども子育て支援（厚労省と共管） |
| | ②地方自治体の情報システムの整備・管理方針の策定 ・標準化・共通化に関する全体方針 ・ガバメントクラウドの企画立案・推進 | ③地方自治体との連絡調整・進捗管理・財政支援 ④標準化対象事務のうち住民記録、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理及び地方税に係る標準化基準の策定 | |

マイナンバー制度を支える関連システムの全体像



ガバメントクラウドに関する要件

- デジタル庁が、下記の要件を満たすクラウドサービスを調達し、地方自治体は、デジタル庁と契約をして利用する予定としている。
- 専門性の高いセキュリティのチェックを、地方自治体の代わりに、国が行うことで、より適切にクラウドサービスを利用できるようにする狙いがある。

ガバメントクラウドに関する要件

- ガバメントクラウドは、複数のクラウドサービス事業者が提供する、複数のサービスモデルを組み合わせ、相互に接続する予定であり、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたサービスから次の要件を満たすクラウドサービスを調達する予定。
- これに加えて、ガバメントクラウドのうち地方自治体が活用するクラウド環境については、次の事項をはじめセキュリティ対策を適切に講じる予定。
 - ・地方自治体のシステムについて、データを団体ごとに論理的に分離するとともに、厳格なアクセス制御を行う等、高い機密性を確保する。
 - ・地方自治体の他のシステムとの接続は、専用回線により行う。

【主な要件】

- ①不正アクセス防止やデータ暗号化などにおいて、最新かつ最高レベルの情報セキュリティが確保できること。
- ②クラウド事業者間でシステム移設を可能とするための技術仕様等が公開され、客観的に評価可能であること。
- ③システム開発フェーズから、運用、廃棄に至るまでのシステムライフサイクルを通じた費用が低廉であること。
- ④契約から開発、運用、廃棄に至るまで国によってしっかりと統制ができること。
- ⑤データセンタの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ⑥一切の紛争は、日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- ⑦その他デジタル庁が求める技術仕様（別途ガバメントクラウドを提供するクラウド事業者の調達において提示）を全て満たすこと。

（参考）ISMAPクラウドサービスリスト（2023年6月16日現在）

| 登録番号 | クラウドサービスの名称 | クラウドサービス事業者の名称 | 登録番号 | クラウドサービスの名称 | クラウドサービス事業者の名称 |
|------------|---|---------------------------|------------|---|---|
| C21-0001-2 | OpenCanvas(IaaS) | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ | C21-0029-2 | Bare Metal Solution | Google LLC |
| C21-0002-2 | FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud | 富士通株式会社 | C21-0030-2 | まぐらのクラウド | まぐらインターネット株式会社 |
| C21-0003-2 | Apigee Edge | Google LLC | C21-0031-2 | Slack | Stack Technologies LLC |
| C21-0004-2 | Google Cloud Platform | Google LLC | C21-0033-2 | カオナビ | 株式会社カオナビ |
| C21-0005-2 | Google Workspace | Google LLC | C21-0034-2 | クラウドサイン | 弁護士ドットコム株式会社 |
| C21-0006-2 | Salesforce Services | 株式会社セールスフォース・ジャパン | C22-0035-2 | ウィングアーク1stクラウドサービス | ウィングアーク1st株式会社 |
| C21-0007-2 | Heroku Services | 株式会社セールスフォース・ジャパン | C22-0036-2 | Now Platform | ServiceNow, Inc. |
| C21-0008-2 | Amazon Web Services | Amazon Web Services, Inc. | C22-0037-2 | Salesforce Services on Hyperforce | 株式会社セールスフォース・ジャパン |
| C21-0009-2 | NEC Cloud IaaS | 日本電気株式会社 | C22-0038-2 | KnowledgeC@fe サービス | 株式会社富士通ラーニングメディア |
| C21-0010-2 | KDDIクラウドプラットフォームサービス | KDDI株式会社 | C22-0039-2 | ホワイトクラウド ASPIRE | ソフトバンク株式会社 |
| C21-0011-2 | Oracle Cloud Infrastructure | Oracle Corporation | C22-0040-2 | ビジネス・コンシェル デバイスマネジメント | ソフトバンク株式会社 |
| C21-0012-2 | Microsoft Azure, Dynamics 365, and Other Online Services | 日本マイクロソフト株式会社 | C22-0041-2 | PrimeDrive | ソフトバンク株式会社 |
| C21-0013-2 | Microsoft Office 365 | 日本マイクロソフト株式会社 | C22-0042-2 | Firebase | Google LLC |
| C21-0014-2 | エンタープライズクラウドサービス/エンタープライズクラウドサービス G 2/フェデレーテッドポータルサービス | 株式会社 日立製作所 | C22-0043-2 | VMware Cloud on AWS | VMware, Inc. |
| C21-0016-2 | クラウドサービス運用基盤 cybozu.com 並びに cybozu.com 上で提供する Garoon 及び kintone | サイボウズ株式会社 | C22-0044-2 | e-TUMO | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 |
| C21-0017-2 | Box | Box, Inc. | C22-0045-2 | NRIクラウドインフラサービス | 株式会社野村総合研究所 |
| C21-0018-2 | Smart Data Platform サービス | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 | C23-0046-2 | マイナンバー管理プラットフォーム利用サービス | 株式会社Works Human Intelligence |
| C21-0021-2 | ニフクラ/FJcloud-V | 富士通クラウドテクノロジー株式会社 | C23-0047-2 | COMPANY Core クラウドサービス | 株式会社Works Human Intelligence |
| C21-0025-2 | Cybereason EDR / MDR サービス | サイバーリゾーション合同会社 | C23-0048-2 | Prisma Access, Cortex Data Lake, Cortex XDR 及び Wildfire | Palo Alto Networks, Inc. |
| C21-0026-2 | IJ GIO インフラストラクチャー P2, IJ GIO インフラストラクチャー P2(Gen.2) | 株式会社インターネットイニシアティブ | C23-0049-2 | IBM Cloud IaaS および PaaS | International Business Machines Corporation |
| C21-0027-2 | DigitalArts@Cloud | デジタルアーツ株式会社 | C23-0050-2 | Webex Suite | Cisco Systems, Inc. |
| C21-0028-2 | AppSheet | Google LLC | C23-0051-2 | 1)Trend Micro Cloud App Security, 2)Trend Micro Apex One SaaS, 3)Trend Micro Email Security, 4)Trend Micro Web Security as a Service, 5)Trend Vision One, 6)Trend Micro Cloud One | トレンドマイクロ株式会社 |

競争入札参加資格審査申請に係る標準入力フォーム

様式1(共通様式)

| | | | | | | | |
|----------|------------|------------|------------|-------|---|---|---|
| 01 新規更新 | 02 受付番号※ | 04 法人番号 | 06 連絡先証明番号 | 取得年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 03 業者コード | 05 建設業許可番号 | 07 建設業許可番号 | 08 建設業許可番号 | 番号 | | | |

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書

令和年度において、(申請先地方公共団体)で行われる入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

(申請先地方公共団体首長) 殿

07 本社(店)郵便番号 -

08 本社(店)住所 市区町村 町名番地

09 商号又は名称

10 代表者役職

11 代表者氏名 七才： 姓：

12 本社(店)電話番号 -

13 担当者 部署名(所属)： 七才： 姓： 名：

14 担当者郵便番号 - 宛て実数が申請可能な場合は、郵便番号欄を省略し、住所欄に「本社(店)」に記載

15 担当者住所 市区町村 町名番地

16 担当者電話番号 - (内線番号) ※本社(店)と同じ場合は、「本社(店)」に記載

17 担当者メールアドレス @

(18)代理申請時使用する

18 申請(代理人)氏名 七才： 姓： 行政書士登録番号

郵便番号 -

住所 市区町村 町名番地

電話番号 -

メールアドレス @

19 外資状況

1 外資なし

2 外国籍会社 3 日本国籍会社 4 日本国籍会社

[国名：] [国名：] [国名：]

(外資比率：) (外資比率：) (外資比率：)

20 営業年数 年 (合併等後 年 月)

↑建設工事の競争入札参加資格申請において、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が5年未満の場合に記載

21 常勤職員の数(人)

| | | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| ①技術職員 | ②事務職員 | ③その他の職員 | ④合計 | ⑤従業員数(①の人数) |
| <input type="text"/> |

22 設立年月日(和暦) 年 月 日

23 みなし大企業 下記のいずれかに該当する 該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しなさい。